

令和3年10月26日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

議案

番号	件名	主管課
4	山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について	高校教育課

報告事項

番号	件名	主管課
1	令和4年度(2022年度)山口県公立学校教員採用候補者選考試験(第二次試験)の選考結果について	教職員課
2	令和3年人事委員会勧告の概要について	教職員課
3	令和4年度(2022年度)山口県立学校職員(船員)採用候補者選考試験について	教職員課
4	令和4年度山口県立中等教育学校及び中学校入学者選抜実施要領及び入学者募集要項並びに選考検査問題作成方針について	高校教育課
5	令和3年度第4回県立高校将来構想検討協議会における協議の概要について	高校教育課
6	山口県文化財専門員の採用選考試験の結果について	社会教育・文化財課
7	令和3年度山口県スクールソーシャルワーカー採用選考試験の実施について	学校安全・体育課
8	令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について	学校安全・体育課

Table Title	
Item 1	Description 1
Item 2	Description 2
Item 3	Description 3
Item 4	Description 4
Item 5	Description 5
Item 6	Description 6
Item 7	Description 7
Item 8	Description 8
Item 9	Description 9
Item 10	Description 10
Item 11	Description 11
Item 12	Description 12
Item 13	Description 13
Item 14	Description 14
Item 15	Description 15
Item 16	Description 16
Item 17	Description 17
Item 18	Description 18
Item 19	Description 19
Item 20	Description 20
Item 21	Description 21
Item 22	Description 22
Item 23	Description 23
Item 24	Description 24
Item 25	Description 25
Item 26	Description 26
Item 27	Description 27
Item 28	Description 28
Item 29	Description 29
Item 30	Description 30
Item 31	Description 31
Item 32	Description 32
Item 33	Description 33
Item 34	Description 34
Item 35	Description 35
Item 36	Description 36
Item 37	Description 37
Item 38	Description 38
Item 39	Description 39
Item 40	Description 40
Item 41	Description 41
Item 42	Description 42
Item 43	Description 43
Item 44	Description 44
Item 45	Description 45
Item 46	Description 46
Item 47	Description 47
Item 48	Description 48
Item 49	Description 49
Item 50	Description 50

議案第 4 号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正
する規則の制定について

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和 3 年（2021 年）10 月 26 日

山口県教育委員会

山口県立山口南 総合支援学校	山口市	本校	3	25	6	3	普通科	3	—	高等部普通科は、 定員を定めない。 高等部産業科は、 令和4年度から生 徒募集を停止する。
							産業情 報科	3	8	
							産業科	3	—	
							就業実 践科	3	16	

別表の4の表山口県立宇部総合支援学校の項を次のように改める。

山口県立宇部総 合支援学校	宇部市	本校	6	3	普通科	3	—	高等部普通科は、 定員を定めない。 高等部産業科は、 令和4年度から生 徒募集を停止する。
					産業科	3	—	
					就業実 践科	3	16	

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

別表の1の表山口県立宇部西高等学校の項中「120」を「105」に改め、同表山口県立宇部工業高等学校の項から山口県立厚狭高等学校の項までを次のように改める。

山口県立宇部工業高等学校	宇部市	本校	機械科	3	35	夜	機械科	4	—					定時制課程機械科は、令和4年度から生徒募集を停止する。
			電子機械科	3	35									
			電気科	3	35									
山口県立小野田高等学校	山陽小野田市	本校	普通科	3	160	夜	普通科	3又は4	—					定時制課程普通科は、令和4年度から生徒募集を停止する。
			普通科	3	80									
山口県立厚狭高等学校	山陽小野田市	本校	総合家庭科	3	35	夜	商業科	3又は4	—					北校舎及び南校舎を置く。 定時制課程商業科は、令和4年度から生徒募集を停止する。
			普通科	3	80									

別表の1の表山口県立長府高等学校の項中「125」を「135」に改め、同表山口県立下関南高等学校の項中「130」を「160」に改め、同表山口県立下関北高等学校の項中「90」を「80」に改め、別表の4の表山口県立山口南総合支援学校の項を次のように改める。

に改め、同表山口県立新南陽高等学校の項中「140」を「160」に改め、同表山口県立防府高等学校の項中「220」を「240」に改め、同表山口県立防府商工高等学校の項及び山口県立山口高等学校の項を次のように改める。

山口県立防府商工高等学校	防府市	本校	商業科	3	120	夜	普通科	3又は4	—							定時制課程普通科は、令和4年度から生徒募集を停止する。	
			情報処理科	3	40												
			機械科	3	80												
			普通科	3	260												
山口県立山口高等学校	山口市	本校	理数科	3	40	夜	普通科	3以上	—	普通科	—						定時制課程普通科並びに通信制課程普通科及び衛生看護科は、令和4年度から生徒募集を停止する。
			普通科	3	35												
			徳佐分校	3	35												

別表の1の表山口県立山口中央高等学校の項の次に次のように加える。

山口県立山口松風館高等学校	山口市	本校						昼(午前)	普通科	3以上	40	普通科	400				
								昼(午後)	普通科	3以上	40						
								夜	普通科	3以上	40						

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年 月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第 号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十四条の二」に改める。

第六章中第二十四条の次に次の一条を加える。

（単位制による課程についての特例）

第二十四条の二 高等学校の単位制による課程（学年による教育課程の区分を設けない全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程をいう。以下同じ。）については、第十九条第一項の規定にかかわらず、教育上支障がないと認めるときは、学期の区分に従い、入学又は編入学を許可することができる。

2 高等学校の単位制による課程については、前条の規定にかかわらず、教育上支障がないと認めるときは、卒業の時期を九月とすることができる。

別表の1の表山口県立柳井高等学校の項中「140」を「130」に改め、同表山口県立熊毛南高等学校の項中「90」を「80」に改め、同表山口県立光高等学校の項を次のように改める。

山口県立光高等学校	光市本校	普通科	3	160	夜	普通科	3又は4	—	定時制課程普通科は、令和4年度から生徒募集を停止する。
		総合学科	3	80					

別表の1の表山口県立下松高等学校の項中「160」を「180」に改め、同表山口県立徳山高等学校の項中「240」を「260」

山口県立高等学校等の管理に関する規則 【新旧対照表】

改正案

現行

(単位制による課程についての特例)

第二十四条の二 高等学校の単位制による課程(学年による教育課程の区分を設けない全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程をいう。以下同じ。)については、第十九条第一項の規定にかかわらず、教育上支障がないと認めるときは、学期の区分に従い、入学又は編入学を許可することができる。

(新設)

2 高等学校の単位制による課程については、前条の規定にかかわらず、教育上支障がないと認めるときは、卒業の時期を九月とすることができる。

第七章 賞罰

第二十五条〜第二十九条(略)

第七章 賞罰

第二十五条〜第二十九条(略)

山口県立高等学校等の管理に関する規則 【新旧対照表】

改正案

現行

○山口県立高等学校等の管理に
関する規則

昭和三十三年三月八日
山口県教育委員会規則第二号

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 教育活動（第四条―第八条）
- 第三章 教科書以外の教材（第九条・第十条）
- 第四章 職員組織（第十一条―第十五条の八）
- 第四章の二 学校評議員（第十五条の九）
- 第五章 施設設備の管理（第十六条―第十八条）
- 第六章 入学、退学、転学、休学及び卒業（第十九条―第二十四条の二）
- 第七章 賞罰（第二十五条・第二十六条）
- 第八章 寄宿舎（第二十七条―第二十八条の三）
- 第九章 雑則（第二十九条）
- 付則

第一条～第十八条（略）

第六章 入学、退学、転学、休学及び卒業

第十九条～第二十四条（略）

○山口県立高等学校等の管理に
関する規則

昭和三十三年三月八日
山口県教育委員会規則第二号

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 教育活動（第四条―第八条）
- 第三章 教科書以外の教材（第九条・第十条）
- 第四章 職員組織（第十一条―第十五条の八）
- 第四章の二 学校評議員（第十五条の九）
- 第五章 施設設備の管理（第十六条―第十八条）
- 第六章 入学、退学、転学、休学及び卒業（第十九条―第二十四条の二）
- 第七章 賞罰（第二十五条・第二十六条）
- 第八章 寄宿舎（第二十七条―第二十八条の三）
- 第九章 雑則（第二十九条）
- 付則

第一条～第十八条（略）

第六章 入学、退学、転学、休学及び卒業

第十九条～第二十四条（略）

改正案

別表（第2条関係）

1 高等学校編成表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	全日制課程			定時制課程			通信制課程		専攻科			備考
			学科	修業年限	第1学年生徒定員	昼夜の別	学科	修業年限	第1学年生徒定員	学科	第1学年生徒定員	学科	修業年限	

(略) 周防大島～岩国工業

山口県立柳井高等学校	柳井市	本校	普通科	3	130									
------------	-----	----	-----	---	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(略) 柳井商工

山口県立熊毛南高等学校	熊毛郡平生町	本校	普通科	3	80									
-------------	--------	----	-----	---	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(略) 田布施農工

山口県立光高等学校	光市	本校	普通科	3	160	夜	普通科	3又は4	—						定時制課程普通科は、令和4年度から生徒募集を停止する。
			総合学科	3	80										

(略) 光丘

山口県立下松高等学校	下松市	本校	普通科	3	180									
------------	-----	----	-----	---	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(略) 華陵～熊毛北

山口県立徳山高等学校	周南市	本校	普通科	3	260	夜	普通科	3又は4	40						徳山北分校の全日制課程普通科及び鹿野分校の全日制課程普通科は、令和3年度から生徒募集を停止する。
			理数科	3	40										
		徳山北分校	普通科	3	—										
		鹿野分校	普通科	3	—										
山口県立新南陽高等学校	周南市	本校	普通科	3	160										

(略) 徳山商工、南陽工業

山口県立防府高等学校	防府市	本校	普通科	3	240						衛生看護専攻科	2	40	
			衛生看護科	3	40									
		佐波分校	普通科	3	35									

(略) 防府西

現 行

別表（第2条関係）

1 高等学校編成表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	全日制課程			定時制課程			通信制課程		専攻科			備考
			学科	修業年限	第1学 年 定員	昼 夜 の 別	学科	修業年限	第1学 年 定員	学科	第1学 年 定員	学科	修業年限	

(略) 周防大島～岩国工業

山口県立柳井高等学校	柳井市	本校	普通科	3	140									
------------	-----	----	-----	---	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(略) 柳井商工

山口県立熊毛南高等学校	熊毛郡平生町	本校	普通科	3	90									
-------------	--------	----	-----	---	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(略) 田布施農工

山口県立光高等学校	光市	本校	普通科	3	160	夜	普通科	3又は4	40					
			総合学科	3	80									

(略) 光丘

山口県立下松高等学校	下松市	本校	普通科	3	160									
------------	-----	----	-----	---	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(略) 華陵～熊毛北

山口県立徳山高等学校	周南市	本校	普通科	3	240	夜	普通科	3又は4	40					徳山北分校の全日制課程普通科及び鹿野分校の全日制課程普通科は、令和3年度から生徒募集を停止する。
			理数科	3	40									
		徳山北分校	普通科	3	—									
		鹿野分校	普通科	3	—									
山口県立新南陽高等学校	周南市	本校	普通科	3	140									

(略) 徳山商工、南陽工業

山口県立防府高等学校	防府市	本校	普通科	3	220						衛生看護専攻科	2	40	
			衛生看護科	3	40									
		佐波分校	普通科	3	35									

(略) 防府西

新旧対照表

改正案

山口県立防府商工高等学校	防府市	本校	商業科	3	120	夜	普通科	3又は4	—								定時制課程普通科は、令和4年度から生徒募集を停止する。	
			情報処理科	3	40													
			機械科	3	80													
山口県立山口高等学校	山口市	本校	普通科	3	260	夜	普通科	3以上	—	普通科	—						定時制課程普通科並びに通信制課程普通科及び衛生看護科は、令和4年度から生徒募集を停止する。	
			理数科	3	40					衛生看護科	—							
		徳佐分校	普通科	3	35													
山口県立山口中央高等学校	山口市	本校	普通科	3	180													
山口県立山口松風館高等学校	山口市	本校				昼(午前)	普通科	3以上	40	普通科	400							
						昼(午後)	普通科	3以上	40									
						夜	普通科	3以上	40									
山口県立西京高等学校	山口市	本校	普通科	3	160												うち40は、体育コースの生徒と定員とする。	
			総合ビジネス科	3	40													
			情報処理科	3	40													

(略) 山口農業～宇部中央

山口県立宇部西高等学校	宇部市	本校	総合学科	3	105												
-------------	-----	----	------	---	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(略) 宇部商業

山口県立宇部工業高等学校	宇部市	本校	機械科	3	35	夜	機械科	4	—								定時制課程機械科は、令和4年度から生徒募集を停止する。
			電子機械科	3	35												
			電気科	3	35												
			化学工業科	3	35												
山口県立小野田高等学校	山陽小野田市	本校	普通科	3	160	夜	普通科	3又は4	—								定時制課程普通科は、令和4年度から生徒募集を停止する。
山口県立厚狭高等学校	山陽小野田市	本校	普通科	3	80	夜	商業科	3又は4	—								北校舎及び南校舎を置く。 定時制課程商業科は、令和4年度から生徒募集を停止する。
			総合家庭科	3	35												

(略) 小野田工業～豊浦

山口県立長府高等学校	下関市	本校	総合学科	3	135												
------------	-----	----	------	---	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(略) 下関西

山口県立下関南高等学校	下関市	本校	普通科	3	160												
山口県立下関北高等学校	下関市	本校	普通科	3	80												

(略) 下関双葉～萩商工

現 行

山口県立防府商工高等学校	防府市	本校	商業科	3	120	夜	普通科	3又は4	40								
			情報処理科	3	40												
			機械科	3	80												
山口県立山口高等学校	山口市	本校	普通科	3	260	夜	普通科	3以上	40	普通科	360						
			理数科	3	40					衛生看護科	40						
		徳佐分校	普通科	3	35												
山口県立山口中央高等学校	山口市	本校	普通科	3	180												

山口県立西京高等学校	山口市	本校	普通科	3	160													
			うち40人は、体育の生徒とする。															
			総合ビジネス科	3	40													
			情報処理科	3	40													

(略) 山口農業～宇部中央

山口県立宇部西高等学校	宇部市	本校	総合学科	3	120												
-------------	-----	----	------	---	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(略) 宇部商業

山口県立宇部工業高等学校	宇部市	本校	機械科	3	35	夜	機械科	4	40								
			電子機械科	3	35												
			電気科	3	35												
			化学工業科	3	35												
山口県立小野田高等学校	山陽小野田市	本校	普通科	3	160	夜	普通科	3又は4	40								
山口県立厚狭高等学校	山陽小野田市	本校	普通科	3	90	夜	商業科	3又は4	40								
			総合家庭科	3	35												

(略) 小野田工業～豊浦

山口県立長府高等学校	下関市	本校	総合学科	3	125												
------------	-----	----	------	---	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(略) 下関西

山口県立下関南高等学校	下関市	本校	普通科	3	130												
山口県立下関北高等学校	下関市	本校	普通科	3	90												

(略) 下関双葉～萩商工

改正案

別表2～3 (略)

4 特別支援学校編制表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	幼稚部		小学部	中学部	高等部					備考	
			保育年限	幼児収容定員	修業年限	修業年限	学科	修業年限	第1学年生徒定員	専攻科			
										学科	修業年限		第1学年生徒定員

(略) 岩国総合支援学校～防府総合支援学校

山口県立山口南総合支援学校	山口市	本校	3	25	6	3	普通科	3	二				高等部普通科は、定員を定めない。 高等部産業科は、令和4年度から生徒募集を停止する。
							産業情報科	3	8				
							産業科	3	二				
							就業実践科	3	16				

(略) 山口総合支援学校

山口県立宇部総合支援学校	宇部市	本校			6	3	普通科	3	二				高等部普通科は、定員を定めない。 高等部産業科は、令和4年度から生徒募集を停止する。
							産業科	3	二				
							就業実践科	3	16				

以下(略)

現 行

別表2～3 (略)

4 特別支援学校編制表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	幼稚部		小学部	中学部	高等部					備 考
			保育 年限	幼児 収容 定員	修業 年限	修業 年限	学科	修業 年限	第1 学年 生徒 定員	専攻科		
										学科	修業 年限	

(略) 岩国総合支援学校～防府総合支援学校

山口県立山口南 総合支援学校	山 口 市	本 校	3	25	6	3	普通科	3	—				高等部普通科は、 定員を定めない。
							産業情 報科	3	8				
							産業科	3	16				

(略) 山口総合支援学校

山口県立字部總 合支援学校	字 部 市	本 校			6	3	普通科	3	—				高等部普通科は、 定員を定めない。
							産業科	3	8				

以下 (略)

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

- (1) 令和4年度山口県公立高等学校等入学者選抜から、秋季入学者選抜を導入することに伴い、同規則に条文を追加するもの。
- (2) 令和4年度の山口県公立高等学校の入学定員の策定等に伴い、同規則の別表の1の一部を改正するもの。
- (3) 山口南総合支援学校、宇部総合支援学校の産業科を就業実践科に改編することに伴い、同規則の別表の4の一部を改正するもの。

2 改正の内容

- (1) 第二十四条の次に、単位制による課程についての特例を加える。
- (2) 別表の1のうち、以下の事由に伴い、関係学校の第1学年生徒定員等を改める。
 - ・ 山口松風館高等学校の開校
 - ・ 柳井高等学校等の入学定員の変更
- (3) 別表の4の表山口県立山口南総合支援学校及び山口県立宇部総合支援学校の項に就業実践科を加え、産業科の募集を停止する。

3 施行期日

令和4年4月1日

令和4年度(2022年度)山口県公立学校教員採用候補者選考試験
(第二次試験)の選考結果について

1 選考区分・志願区分別の受験状況及び採用候補者名簿登録予定者数

(1) 選考区分・志願区分別の受験状況及び採用候補者名簿登録予定者数

※()は昨年度の数、〔 〕内は第二志願者を含む数

選考区分・志願区分	志願者数	内第一次試験免除者数 ① ※1	第一次試験			第二次試験 ※3			最終倍率 (①+②) /⑤	
			受験者数 ②	合格者数 ③ ※2	倍率 ②/③	受験者数 ④	登録 予定者数 ⑤ ※4	倍率 ④/⑤		
一般選考者、特別選考者(教職大学看護科見込者、社会人スポーツ・芸術、教師力向上プロ)	小学校	365 (353) 391 (378)	29 (29)	314 (308) 339 (331)	226 (241) 246 (259)	1.4 (1.3) 1.4 (1.3)	233 (262) 252 (280)	173 (201)	1.3 (1.3) 1.5 (1.4)	2.0 (1.7) 2.1 (1.8)
	中学校	329 (322) 331 (324)	40 (33)	272 (274) 274 (276)	141 (151) 142 (152)	1.9 (1.8) 1.9 (1.8)	172 (179) 173 (180)	86 (94)	2.0 (1.9) 2.0 (1.9)	3.6 (3.3) 3.7 (3.3)
	高等学校	316 (365) 316 (369)	37 (33)	258 (310) 258 (314)	135 (138) 135 (140)	1.9 (2.2) 1.9 (2.2)	167 (168) 167 (170)	64 (72)	2.6 (2.3) 2.6 (2.4)	4.6 (4.8) 4.6 (4.8)
	計	1,010 (1,040) 1,038 (1,071)	106 (95)	844 (892) 871 (921)	502 (530) 523 (551)	1.7 (1.7) 1.7 (1.7)	572 (609) 592 (630)	323 (367)	1.8 (1.7) 1.8 (1.7)	2.9 (2.7) 3.0 (2.8)
	特別支援学校 小学部	23 (26)	1 (0)	22 (22)	17 (18)	1.3 (1.2)	18 (17)	10 (9)	1.8 (1.9)	2.3 (2.4)
	特別支援学校 中学部	18 (23) 18 (23)	4 (4)	13 (18) 13 (18)	10 (14) 10 (14)	1.3 (1.3) 1.3 (1.3)	13 (18) 13 (18)	9 (10)	1.4 (1.8) 1.4 (1.8)	1.9 (2.2) 1.9 (2.2)
	特別支援学校 高等部	27 (29) 27 (33)	6 (4)	21 (24) 21 (28)	11 (12) 11 (13)	1.9 (2.0) 1.9 (2.2)	17 (16) 17 (17)	6 (6)	2.8 (2.7) 2.8 (2.8)	4.5 (4.7) 4.5 (5.3)
	計	68 (78) 68 (82)	11 (8)	56 (64) 56 (68)	38 (44) 38 (45)	1.5 (1.5) 1.5 (1.5)	48 (51) 48 (52)	25 (25)	1.9 (2.0) 1.9 (2.1)	2.7 (2.9) 2.7 (3.0)
	養護教諭	104 (101)	9 (8)	89 (91)	18 (42)	4.9 (2.2)	26 (50)	10 (26)	2.6 (1.9)	9.8 (3.8)
	合計	1,182 (1,219) 1,210 (1,254)	126 (111)	989 (1,047) 1,016 (1,080)	558 (616) 579 (638)	1.8 (1.7) 1.8 (1.7)	646 (710) 666 (732)	358 (418)	1.8 (1.7) 1.9 (1.8)	3.1 (2.8) 3.2 (2.8)
障害者を対象 とした選考	6 (2)	1 (0)	5 (1)	2 (0)	2.5 (-)	3 (0)	2 (0)	1.5 (-)	3.0 (-)	
障害者を対象 とした選考を 含めた合計	1,188 (1,221) 1,216 (1,256)	127 (111)	994 (1,048) 1,021 (1,081)	560 (616) 581 (638)	1.8 (1.7) 1.8 (1.7)	649 (710) 669 (732)	360 (418)	1.8 (1.7) 1.9 (1.8)	3.1 (2.8) 3.2 (2.9)	

※1 前年度採用選考試験第二次試験の総合評価ランクがA又はBの者及び他県における本採用教員で、令和3年3月31日現在、3年以上の勤務経験(志願区分(校種等)の教科と同一の勤務経験)を有する者は、第一次試験を免除している。

※2 第一次試験合格者数(③)の上段の数には、第二志願のみに合格した者を含む。

※3 第二次試験は、第一次試験免除者(①)及び第一次試験合格者(③)を対象に実施した。

※4 登録予定者数(⑤)には、第二志願で合格した者を含む。

(2) 教職大学院修了見込者特別選考の状況((1)の内数)

志願区分	志願者数	内第一次試験免除者数	第一次試験		第二次試験	
			受験者数	合格者数	受験者数	登載予定者数
小学校	3 (2)	- (-)	3 (2)	2 (1)	2 (0)	2 (0)
中学校	1 (5)	- (-)	1 (5)	1 (5)	1 (4)	0 (3)
高等学校	1 (3)	- (-)	1 (2)	1 (1)	1 (1)	0 (1)
特別支援学校中学部	1 (0)	- (-)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
特別支援学校高等部	1 (0)	- (-)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
計	7 (10)	- (-)	7 (9)	6 (7)	6 (5)	3 (4)

(3) 社会人特別選考の状況((1)の内数)

志願区分	志願者数	内第一次試験免除者数	第一次試験		第二次試験	
			受験者数	合格者数	受験者数	登載予定者数
小学校	3 (2)	0 (1)	3 (1)	2 (1)	2 (2)	1 (2)
中学校	3 (2)	0 (0)	3 (2)	2 (2)	2 (2)	0 (1)
高等学校	7 (2)	0 (0)	7 (2)	4 (1)	4 (1)	4 (1)
計	13 (6)	0 (1)	13 (5)	8 (4)	8 (5)	5 (4)

(4) スポーツ・芸術特別選考の状況((1)の内数)

志願区分	志願者数	内第一次試験免除者数	第一次試験		第二次試験	
			受験者数	合格者数	受験者数	登載予定者数
中学校	4 (7)	0 (0)	4 (7)	1 (3)	1 (3)	1 (1)
高等学校	3 (2)	0 (0)	3 (2)	2 (1)	2 (1)	0 (0)
計	7 (9)	0 (0)	7 (9)	3 (4)	3 (4)	1 (1)

(5) 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考の状況((1)の内数)

志願区分	志願者数	内第一次試験免除者数	第一次試験		第二次試験	
			受験者数	合格者数	受験者数	登載予定者数
小学校	32 (32)	- (-)	32 (32)	31 (32)	31 (32)	31 (32)

(6) 博士号取得者特別選考の状況((1)の内数)

志願区分	志願者数	内第一次試験免除者数	第一次試験		第二次試験	
			受験者数	合格者数	受験者数	登載予定者数
高等学校	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(7) 看護科教諭特別選考の状況((1)の内数)

志願区分	志願者数	内第一次試験免除者数	第一次試験		第二次試験	
			受験者数	合格者数	受験者数	登載予定者数
高等学校	4 (2)	0 (1)	4 (1)	3 (0)	3 (1)	1 (1)

2 中学校、高等学校、特別支援学校 中学部及び高等部の採用候補者名簿記載予定者数の教科別内訳

()は昨年度 *は募集なし

校種	教科・科目等	第一次試験受験者数(第一次試験免除者含む)					名簿記載予定者数					最終倍率 A/B	
		A	教職大学院 修了見込者 特別選考 (内訳)	社会人 特別選考 (内訳)	スポーツ ・芸術 特別選考 (内訳)	博士号 取得者 特別選考 (内訳)	B	教職大学院 修了見込者 特別選考 (内訳)	社会人 特別選考 (内訳)	スポーツ ・芸術 特別選考 (内訳)	博士号 取得者 特別選考 (内訳)		
中学校	国語	25 (27)	0 (0)	0 (0)			14 (15)	0 (0)	0 (0)			1.8 (1.8)	
	社会	57 (57)	0 (1)	1 (1)			15 (15)	0 (1)	0 (0)			3.8 (3.8)	
	数学	56 (57)	0 (1)	0 (0)			11 (14)	0 (1)	0 (0)			5.1 (4.1)	
	理科	35 (39)	0 (3)	1 (0)			14 (10)	0 (1)	0 (0)			2.5 (3.9)	
	音楽	16 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		4 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		4.0 (2.2)	
	美術	5 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		2.5 (4.5)	
	保健体育	75 (68)	1 (0)	1 (0)	4 (7)		13 (16)	0 (0)	0 (0)	1 (1)		5.8 (4.3)	
	技術	5 (3)	0 (0)	0 (0)			1 (1)	0 (0)	0 (0)			5.0 (3.0)	
	家庭	2 (3)	0 (0)	0 (0)			0 (1)	0 (0)	0 (0)			- (3.0)	
	外国語(英語)	36 (31)	0 (0)	0 (1)			12 (14)	0 (0)	0 (1)			3.0 (2.2)	
合計	312 (307)	1 (5)	3 (2)	4 (7)		86 (94)	0 (3)	0 (1)	1 (1)		3.6 (3.3)		
高等学校	国語	27 (24)	0 (0)	0 (0)			5 (9)	0 (0)	0 (0)			5.4 (2.7)	
	地理歴史	世界史	11 (14)	0 (0)	0 (0)			2 (2)	0 (0)	0 (0)			5.5 (7.0)
		日本史	27 (27)	0 (0)	0 (0)			4 (4)	0 (0)	0 (0)			6.8 (6.8)
	公民	地理	11 (9)	0 (0)	1 (0)			3 (1)	0 (0)	0 (0)			3.7 (9.0)
		倫理	* (*)	* (*)	* (*)			* (*)	* (*)	* (*)			* (*)
	数	政治・経済	* (12)	* (0)	* (0)			* (2)	* (0)	* (0)			* (6.0)
		数学	59 (69)	0 (2)	0 (0)			9 (11)	0 (1)	0 (0)			6.6 (6.3)
	理科	物理	5 (6)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	2.5 (6.0)
		化学	12 (15)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	3 (6)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	4.0 (2.5)
		生物学	10 (14)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	2 (3)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	5.0 (4.7)
		地学	4 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	4.0 (-)
	保健体育	50 (56)	0 (0)	0 (1)	3 (2)		5 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		10.0 (14.0)	
	芸術	音楽	* (8)	* (0)	* (0)	* (0)		* (1)	* (0)	* (0)	* (0)		* (8.0)
		美術	* (8)	* (0)	* (0)	* (0)		* (1)	* (0)	* (0)	* (0)		* (8.0)
	外国語(英語)	書道	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		3.0 (3.0)
		外国語(英語)	25 (23)	1 (0)	1 (0)			7 (6)	0 (0)	1 (0)			3.6 (3.8)
	家庭	5 (10)	0 (0)	0 (0)			2 (4)	0 (0)	0 (0)			2.5 (2.5)	
	情報	1 (6)	0 (0)	0 (0)			1 (1)	0 (0)	0 (0)			1.0 (6.0)	
	農業	農業畜産系	2 (3)	0 (0)	0 (0)			1 (1)	0 (0)	0 (0)			2.0 (3.0)
		農産化学・食品系	* (*)	* (*)	* (*)			* (*)	* (*)	* (*)			* (*)
		土木造園林業系	1 (0)	0 (0)	1 (0)			1 (0)	0 (0)	1 (0)			1.0 (-)
		機械系	7 (6)	0 (0)	2 (0)			4 (4)	0 (0)	1 (0)			1.8 (1.5)
	工業	電気系	6 (4)	0 (0)	1 (1)			1 (2)	0 (0)	0 (1)			6.0 (2.0)
		土木建築系	2 (3)	0 (0)	0 (0)			1 (1)	0 (0)	0 (0)			2.0 (3.0)
		化学工業系	3 (3)	0 (0)	0 (0)			1 (2)	0 (0)	0 (0)			3.0 (1.5)
		商業	18 (16)	0 (0)	0 (0)			5 (3)	0 (0)	0 (0)			3.6 (5.3)
	水産	航海系	2 (0)	0 (0)	1 (0)			2 (0)	0 (0)	1 (0)			1.0 (-)
		機関系	* (*)	* (*)	* (*)			* (*)	* (*)	* (*)			* (*)
		食品・栽培系	* (*)	* (*)	* (*)			* (*)	* (*)	* (*)			* (*)
	看護(特別選考)	4 (2)					1 (1)					4.0 (2.0)	
福祉	* (2)	* (0)	* (0)			* (1)	* (0)	* (0)			* (2.0)		
合計	295 (343)	1 (2)	7 (2)	3 (2)	0 (0)	64 (72)	0 (1)	4 (1)	0 (0)	0 (0)	4.6 (4.8)		
特別支援学校 中学部	国語	3 (5)	0 (0)				2 (2)	0 (0)					
	社会	2 (3)	0 (0)				2 (2)	0 (0)					
	数学	1 (1)	0 (0)				0 (0)	0 (0)					
	理科	0 (0)	0 (0)				0 (0)	0 (0)					
	音楽	1 (1)	0 (0)				1 (1)	0 (0)					
	美術	0 (1)	0 (0)				0 (1)	0 (0)					
	保健体育	9 (10)	1 (0)				3 (4)	0 (0)					
	技術	0 (0)	0 (0)				0 (0)	0 (0)					
	家庭	0 (0)	0 (0)				0 (0)	0 (0)					
	外国語(英語)	1 (1)	0 (0)				1 (0)	0 (0)					
合計	17 (22)	1 (0)				9 (10)	0 (0)				1.9 (2.2)		
特別支援学校 高等部	国語	1 (3)	0 (0)				0 (0)	0 (0)					
	地理歴史	世界史	1 (0)	0 (0)				0 (0)	0 (0)				
		日本史	0 (0)	0 (0)				0 (0)	0 (0)				
	公民	地理	2 (0)	0 (0)				1 (0)	0 (0)				
		倫理	* (*)	* (*)				* (*)	* (*)				
	数	政治・経済	* (2)	* (0)				* (1)	* (0)				
		数学	3 (3)	0 (0)				1 (1)	0 (0)				
	理科	物理	0 (0)	0 (0)				0 (0)	0 (0)				
		化学	0 (0)	0 (0)				0 (0)	0 (0)				
		生物学	0 (0)	0 (0)				0 (0)	0 (0)				
		地学	0 (0)	0 (0)				0 (0)	0 (0)				
	保健体育	9 (8)	0 (0)				1 (1)	0 (0)					
	芸術	音楽	0 (0)	0 (0)				0 (0)	0 (0)				
		美術	3 (3)	0 (0)				0 (1)	0 (0)				
	外国語(英語)	1 (0)	1 (0)				1 (0)	1 (0)					
	家庭	0 (0)	0 (0)				0 (0)	0 (0)					
	情報	1 (*)	0 (*)				1 (*)	0 (*)					
	農業	農業畜産系	* (*)	* (*)				* (*)	* (*)				
		農産化学・食品系	* (*)	* (*)				* (*)	* (*)				
		土木造園林業系	* (*)	* (*)				* (*)	* (*)				
機械系		* (*)	* (*)				* (*)	* (*)					
工業	電気系	* (*)	* (*)				* (*)	* (*)					
	土木建築系	* (*)	* (*)				* (*)	* (*)					
	化学工業系	* (*)	* (*)				* (*)	* (*)					
商業	* (*)	* (*)				* (*)	* (*)						
福祉	6 (7)	0 (0)				1 (1)	0 (0)						
看護(特別選考)	* (2)					* (1)							
合計	27 (28)	1 (0)				6 (6)	1 (0)				4.5 (4.7)		

令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和3年10月14日

山口県人事委員会

【給与勧告のポイント】

- 本年度の月例給（給料表及び諸手当）は改定なし（2年連続）
- 特別給（ボーナス）を引下げ改定（△0.15月分、2年連続の引下げ）

第1 給与についての報告及び勧告

1 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給（本年4月時点）

民間給与 (A)	職員給与 (B)	公民較差 (A)-(B)
361,033円	360,922円	111円 (0.03%)

(2) 特別給（ボーナス）

民間の特別給の支給割合（昨年8月から本年7月まで） 4.31月分

（職員の現行の年間支給割合は4.45月分）

〔参考〕 人事院勧告の内容

月例給の改定なし、特別給（ボーナス）の引下げ

- ・ 月例給は民間給与との較差（△19円、0.00%）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない。
- ・ 特別給は期末手当を0.15月分引下げ（民間：4.32月、公務4.45月）

2 給与改定の内容

職員給与と民間給与、国家公務員給与等との比較結果及び人事院勧告の内容等を総合的に勘案し、職員の給与について判断

(1) 本年の給与改定

ア 月例給

本年の職員給与と民間給与の較差がわずかであることから、改定を行わないことが適当

イ 特別給

民間の支給割合との均衡を図るため、期末手当の年間支給割合を0.15月分引き下げることが必要

(ア) 令和3年度の支給割合

手当の別 支給期	期末手当	勤勉手当	合 計
6 月 期	1.275 月分 (1.075)	0.95 月分 (1.15)	2.225 月分 (2.225)
12 月 期	1.275→1.125 (1.075→0.925)	0.95 (1.15)	2.225→2.075 (2.225→2.075)
年 間 計	2.55 →2.40 (2.15 →2.00)	1.90 (2.30)	4.45 →4.30 (4.45 →4.30)

備考 ()内は特別管理職員

(イ) 令和4年度以降の支給割合

手当の別 支給期	期末手当	勤勉手当	合 計
6 月 期	1.275→1.20 月分 (1.075→1.00)	0.95 月分 (1.15)	2.225→2.15 月分 (2.225→2.15)
12 月 期	1.275→1.20 (1.075→1.00)	0.95 (1.15)	2.225→2.15 (2.225→2.15)
年 間 計	2.55 →2.40 (2.15 →2.00)	1.90 (2.30)	4.45 →4.30 (4.45 →4.30)

備考 ()内は特別管理職員

(2) 「国家公務員との均衡を考慮した給与水準の見直し」への対応

- ・ 「国家公務員との均衡を考慮した給与水準の見直し」に伴う経過措置については、受給者割合等が年々減少しており、これまでの経過措置の状況を勘案すると当該措置を廃止することが適当
- ・ 当該措置を廃止した場合、職員の給与水準が低下することから、民間との給与水準の均衡を維持するため、当該措置廃止に伴う原資を用いて、給料表の改定を行うことが必要

(3) 実施時期

条例の公布の日から実施。ただし、(1)イ(イ)及び(2)の改定については令和4年4月1日から実施

3 今後の課題（定年引上げへの対応）

令和5年度から、地方公務員の定年の段階的な引上げが予定されている中、今後の定年引上げに伴う検討状況等を踏まえ、55歳を超える職員の昇給制度の見直しや、管理監督職勤務上限年齢制等への対応について、検討を進めることが必要

第2 勤務環境の整備についての報告

1 総実勤務時間の短縮

- ・ 時間外勤務の縮減について、あらゆる職場で、それぞれの実情に即した実効性のある取組を、適宜、その見直しを行いながら、一層進めていくことが必要
- ・ 特に、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等に取り組む中、特定の職員に過度な負担が生じないよう業務の平準化や業務継続に必要な人員配置等の取組を継続することが必要
- ・ 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めるとともに、職員が確実に休暇を取得できるよう配慮することが必要

2 心身両面の健康管理対策

- ・ 病気の予防、早期発見、早期治療につながる取組を進めるとともに、組織的に総合的なメンタルヘルス対策に取り組むことが必要
- ・ 時間外勤務の縮減とあわせて、長時間の時間外勤務を行った職員への医師による面接指導を的確に実施していくことが必要

3 ハラスメント対策

職員に対する指針等の周知や研修等を通じた意識啓発など、ハラスメントのない職場づくりに向けた取組を一層進めていくことが必要

4 職業生活と家庭生活の両立支援

- ・ 本年、人事院が報告した育児休業の取得回数制限の緩和や不妊治療のための休暇の新設等については、関係法律の改正や国及び他の都道府県の動向等に留意しながら、所要の措置を講ずることが必要
- ・ コロナ禍を契機とした社会全体でのデジタル技術活用の急速な進展などに対応して、テレワークやオンライン会議等の取組を更に推進していくことが必要

第3 人事行政の運営についての報告

1 高齢層職員の能力及び経験の活用

公務員の定年の引上げに係る法改正を踏まえ、本県においても、高齢層職員の本格的な能力及び経験の活用に向けて、定年の引上げが円滑に行われるよう、本県の実情を踏まえた検討を行い、改正法の施行に向け、準備を進めていくことが必要

2 人材の確保・育成等

- ・ 採用試験の応募者が減少傾向にある中、試験制度の見直しや積極的な広報活動の展開など、人材の確保に向け、より実効性のある取組を進めていくことが必要
- ・ 女性職員の計画的な採用・登用等を進めるため、女性受験者の確保や女性職員が政策・方針決定過程へ参画する機会の拡大などの取組を進めていくことが必要
- ・ 障害者の雇用の推進に当たっては、障害のある職員が安心して働き、その能力を十分に発揮できる環境づくりを着実に進めていくことが必要

3 能力・実績に基づく人事管理

組織の活性化や公務能率の向上を図るため、人事評価を適切かつ有効に活用し、今後の定年引上げによる影響や人材育成の観点も踏まえ、能力・実績に基づく人事管理を一層推進していくことが必要

4 公務員倫理

職員一人ひとりが県民全体の奉仕者としての使命感を持って全力で職務に取り組み、行政に対する県民の期待と信頼に応えることが必要

〔参考〕給与改定の状況（行政職）

	月例給 改定額	特別給 増減月	年間給与の 増減額	備考
平成21年	改定なし	△0.35月	△133千円	別に給与減額措置あり
平成22年	638円	△0.20月	△64千円	〃
平成23年	改定なし	改定なし	—	〃
平成24年	改定なし	改定なし	—	〃
平成25年	899円	改定なし	14千円	〃
平成26年	1,734円	0.15月	83千円	
平成27年	1,123円	0.10月	56千円	
平成28年	892円	0.10月	52千円	
平成29年	0円	改定なし	0円	月例給は初任給調整手当の改定のみ
平成30年	716円	0.10月	49千円	
平成31年	74円	0.10月	38千円	
令和2年	改定なし	△0.05月	△19千円	
令和3年	改定なし	△0.15月	△56千円	

(注) 月例給改定額は、各年の4月1日現在の職員1人当たりの額である。

令和4年度（2022年度）山口県立学校職員（船員）採用候補者 選考試験の実施について

教 職 員 課

1 選考職種、採用見込者数及び職務の概要

選考職種	採用見込者数	職 務 の 概 要
通信長	1人	山口県・福岡県・長崎県が共同運航する実習船「海友丸」に乗り組み、通信長業務に従事する。

2 受験資格

昭和37年4月2日以降に生まれた者で、次のア又はイを満たし、令和4年4月1日以降の乗船が可能な者

ア 1級海技士（通信）の免許を有する者又は令和4年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者

イ 2級海技士（通信）の免許かつ3級海技士（電子通信）以上の免許を有する者又は令和4年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者

3 志願書類等の受付期間

令和4年1月12日（水）から2月3日（木）まで

4 試験の期日・場所

(1) 期 日 令和4年2月25日（金）

(2) 場 所 山口県庁14階 教育委員会室

5 試験の内容

口述試験

6 採用候補者名簿登載予定者の発表等

(1) 日 時 令和4年3月11日（金）午前9時

(2) 内 容 採用候補者名簿登載予定者の受験番号を掲載

(3) 場 所 山口県庁エントランスホール

山口県教育委員会の教職員課のウェブページ

**令和4年度（2022年度）
山口県立学校職員（船員）採用候補者選考試験実施要項**

山口県教育委員会

1 目的

この選考試験は、令和4年度（2022年度）における実習船「海友丸」の船員として採用を志願する者について、その採用に当たっての選考資料とするために実施するものです。

2 選考職種、採用見込者数及び職務の概要

選考職種	採用見込者数	職務の概要
通信長	1人	山口県・福岡県・長崎県が共同運航する実習船「海友丸」に乗り組み、通信長業務に従事する。 ※3県共同運航のため次席通信長として業務に従事する場合もある。 (業務の具体例) ・通信業務全般に関する業務 (マグロ漁操業時のモールス通信を含む。) ・船員のサービス管理及び部屋割り ・賄い材料の発注(船員の免税品手配を含む。)

3 受験資格

次のすべての要件を満たす者が受験できます。

- (1) 昭和37年4月2日以降に生まれた者で次のア又はイを満たし、令和4年4月1日以降の乗船が可能な者
 - ア 一級海技士(通信)の免許を有する者又は令和4年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者
 - イ 二級海技士(通信)の免許かつ三級海技士(電子通信)以上の免許を有する者又は令和4年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者
- (2) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

4 志願手続

(1) 志願書類の請求

志願に必要な書類は、山口県教育庁教職員課(〒753-8501 山口市滝町1番1号)に請求してください。山口県教育庁の教職員課ウェブページからダウンロードすることもできます。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「学校職員(船員)志願書類請求」と朱書きし、120円分の切手を貼った、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒(角型2号:縦33cm、横24cmのもの)を必ず同封してください。

(2) 志願書類等

志願者は、次の書類等を整え、山口県教育庁教職員課に提出してください。

郵送の場合は、「簡易書留」とし、封筒の表に「学校職員志願書類在中」と朱書きしてください。

ア 学校職員(船員)採用志願書(所定の様式を使用すること。)

イ 通常はがき63円(受験番号等の通知用。表に住所、氏名及び郵便番号を明記すること。)

(3) 志願書類等の受付期間

令和4年1月12日(水)から2月3日(木)の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

郵送の場合は、2月3日(木)までの消印のあるものは有効とします。

なお、2月2日(水)以降は、すべて速達としてください。

(4) その他

受験票が令和4年2月16日(水)までに到着しない場合は、教職員課までお問い合わせください。

5 試験の期日、場所及び日程

- (1) 期 日 令和4年2月25日(金)
- (2) 場 所 山口県庁14階 教育委員会室 山口市滝町1-1
- (3) 日 程 受 付 13:00 ~ 13:30
諸 連 絡 13:40 ~ 13:50
口述試験 14:00 ~ 17:30

※ 時間については受験者数により変動する場合があります。
詳細な時間は、受験票送付時に個別に連絡します。

6 試験の内容、評価の視点及び評価方法並びに選考方法

(1) 試験項目、試験内容及び評価の視点

試験項目	試験内容	評価の視点
口述試験	専門性の確認のための個人面接	職務の遂行に必要な専門的知識の理解等
	人物評価に係る個人面接	職務に対する意欲及び適性、人間性、人権意識、倫理観等

(2) 評価方法

5段階で評価

(3) 選考方法

口述試験の評価結果をもとに、出願時の提出書類等を総合的に判断しながら、人物を重視した選考を実施します。

7 試験当日の携行品

受験票

(受験申込書に貼付した写真と同一の写真(45mm×35mm)を貼付してください。)

8 採用候補者名簿登載予定者の発表等

選考試験結果の発表	日時：令和4年3月11日(金)午前9時 内容：採用候補者名簿登載予定者の受験番号を掲載します。 場所：山口県庁エントランスホール 山口県教育庁の教職員課のウェブページ
選考試験結果の通知	期日：令和4年3月11日(金)発送 内容：合格(採用候補者名簿登載予定)又は不合格(不登載)を受験者全員に通知します。

9 採用候補者名簿登載予定者に対する留意事項

- (1) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項の該当の有無について確認を行うために必要な書類の提出を求めます。その他の提出書類についても、選考結果と同時に通知します。
- (2) 「3 受験資格」を満たしていないことが判明した場合は、採用候補者名簿に登載しません。
- (3) 「3 受験資格」に示す資格要件を満たす見込みの者が、令和4年3月31日までに要件を満たさない場合は、採用候補者名簿に登載しません。
- (4) 採用については、採用候補者名簿登載予定者を採用候補者名簿に登載し、採用候補者名簿に登載された者の中から必要に応じて決定します。

10 選考結果の開示

この選考結果については、山口県個人情報保護条例第19条の規定により口頭による開示の申出をすることができます。

なお、電話等では、開示の申出はできませんので、受験者本人が直接開示場所へおいでください。

開示期間	開示内容	開示場所
合格発表時から1年間	得点及び順位	山口県教育庁教職員課 (山口県庁本館棟14階)

11 その他

- (1) 出願後、連絡場所を変更した場合又は就職その他の事情により志願を取り消す場合には、必ずその旨を山口県教育庁教職員課に連絡してください。
- (2) 受験のための宿泊等の斡旋は行いません。

[参考 勤務時間等及び初任給（令和3年4月1日現在）]

給与は、個人の経歴によって異なりますが、大学卒業後、5年の乗船経験を有する方で、概ね次のとおりです。

初任給	大学卒+経験5年
	314,490円

この他、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれ支給要件に応じて支給されます。

なお、乗船日数は、52週の範囲内で235日程度を割り振ります。（年度により多少の増減があります。）

試験会場案内図



試験実施に関する緊急連絡事項がある場合は、山口県教育庁の教職員課ウェブページにおいてお知らせしますので、試験会場にお越しの前に必ず御確認ください。
(悪天候による延期等も、このウェブページでお知らせします。)

《新型コロナウイルス感染等への対応について》

受験に当たっては、以下の点に留意してください。

1 マスクの着用

試験当日は、感染予防のためマスクの持参・着用をお願いします。

2 手指消毒、体温測定及び健康状態の確認

受験会場では、手指のアルコール消毒、体温測定、健康状態確認票の提出に御協力ください。

※ 健康状態確認票は、山口県教育庁教職員課のウェブページに掲載しています。

プリントアウトの上、試験日当日の朝に記入して持参ください。

3 試験室の換気

試験室の換気を行いますので、室温の高低に対応できるよう服装に注意してください。

4 体調不良の方

新型コロナウイルス感染症等に罹患し治療していない方、保健所から「濃厚接触者」と判断されている方、また、新型コロナウイルスの感染が疑われる方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えていただくようお願いします。なお、これを理由とした欠席者向けの再実施は予定していません。

試験についてのお問い合わせ先

山口県教育庁教職員課

〒753-8501 山口市滝町1番1号

電話 0 8 3 - 9 3 3 - 4 6 2 4

《ウェブページアドレス》

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50200/index/>

報告事項 4

令和4年度山口県立中等教育学校及び中学校入学者選抜実施要領及び入学者募集要項並びに選考検査問題（記述式の課題1及び記述式の課題2）作成方針について

1 実施要領及び募集要項並びに選考検査問題（記述式の課題1及び記述式の課題2）作成方針の概要について

(1) 実施要領

応募資格、入学定員、出願の手続、選考検査の実施期日・日程・方法、選抜の方法、入学予定者の手続、補欠入学、願書及び調査書の様式・記入例等、入学者選抜に関し必要な事項を定めたもの

(2) 募集要項

実施要領記載事項のうち、志願者が出願する際に必要となる事項を中心に示したもの

(3) 選考検査問題（記述式の課題1及び記述式の課題2）作成方針

選考検査問題（記述式の課題1及び記述式の課題2）を作成するに当たっての方針を定めたもの

2 実施要領の要点について

(1) 応募資格

ア 保護者（児童に対して親権を行う者をいい、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。）の住所が県内にある者で、令和4年3月に小学校等を卒業する見込みのもの
イ 山口県教育委員会教育長が特別に出願を許可した者

(2) 入学定員

山口県立下関中等教育学校 105人
山口県立高森みどり中学校 40人

(3) 日 程

ア 出願の期間 令和4年1月4日（火）から1月7日（金）午後5時まで
イ 選考検査の実施日 令和4年1月15日（土）
ウ 入学予定者の発表 令和4年1月26日（水）午後4時にそれぞれの学校に掲示する。
受検者全員に郵送で通知する。

(4) 出願の手続

志願者は、次に掲げる書類等を提出する。

ア 入学及び選考検査受検願書
イ 調査書
ウ 受検票を送付するための封筒

(5) 選考検査の方法

ア 面接（個人面接）
イ 記述式の課題1及び記述式の課題2（資料をもとに考えたこと等を問う。）

(6) 選考検査管理委員会

山口県立中等教育学校及び中学校に校長を長とする選考検査管理委員会を置き、厳正を期する。

(7) 選 抜

山口県立中等教育学校長及び中学校長は、調査書及び選考検査の結果により、入学予定者を選抜する。

(8) 入学予定者の手続

ア 入学意思確認書の提出
イ 入学予定者証明書の交付
ウ 市町教育委員会への届出 等

(9) 補欠入学等

入学予定者とならなかった者の中から補欠入学予定者を決定し、入学意思を確認した上、入学予定者に充てる。

補欠入学を実施する期間は、令和4年2月18日（金）までとする。

3 入学者選抜説明会について

小学生・保護者を対象とした入学者選抜説明会を両校で実施する。

- ・山口県立下関中等教育学校 令和3年11月6日（土）午前9時30分から午前11時45分まで
- ・山口県立高森みどり中学校 令和3年10月30日（土）午前8時50分から午前11時55分まで

令和4年度山口県立中等教育学校及び中学校入学者選抜のための
選考検査問題（記述式の課題1及び記述式の課題2）作成方針

6年間にわたる中高一貫教育の中で、多様な教育活動に意欲的に取り組むことができる児童を選抜するために、小学校の学習内容を踏まえ、次の点に留意して記述式の課題による検査問題を作成するものとする。

- 1 資料をもとに考えたこと等を問う内容とする。
- 2 自ら課題を見つけ、筋道を立てて考え解決しようとする態度や能力等を総合的にみることができるような出題に努める。
- 3 一人ひとりの児童の意欲や発想の豊かさ等をみることができる内容を出題するよう心がける。

令和4年度

山口県立中等教育学校及び中学校入学者選抜実施要領

山口県教育委員会

目 次

I	募 集	1
II	出 願	1
III	選考検査	2
IV	選考検査管理委員会	3
V	選 抜	4
VI	入学予定者の手続き	5
VII	補欠入学等	5
VIII	そ の 他	6
IX	記 載 要 領	6
	様 式	
	第1号様式 入学及び選考検査受検願書	8
	第2号様式 調 査 書	10
	第3号様式 入学意思確認書	11
	第4号様式 入学予定者証明書	12
	第5号様式 入学辞退届	13
	<県外からの入学志願承認申請要領>	14
	様 式	
	別紙様式1 県外からの入学志願承認申請書	16
	別紙様式2 県外からの入学志願承認申請書について（副申）	17
	別紙様式3 同居承諾書	18
	<記入例>	
	入学及び選考検査受検願書	19
	調 査 書	20
	<山口県立中等教育学校及び中学校入学者選抜日程>	21

令和4年度 山口県立中等教育学校及び中学校入学者選抜実施要領

令和4年度山口県立中等教育学校及び中学校（以下「学校」という。）入学志願者（以下「志願者」という。）の募集（以下「募集」という。）及び入学者の選抜（以下「選抜」という。）は、この要領の定めるところによる。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、特別な措置を講ずる場合は別途定める。

I 募 集

1 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者が応募できる。

- (1) 保護者（児童に対して親権を行う者をいい、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。）の住所が県内にある者で、令和4年3月に小学校等を卒業する見込みのもの
- (2) 山口県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特別に出願を許可した者

2 入学定員

山口県立下関中等教育学校	105人
山口県立高森みどり中学校	40人

II 出 願

1 出願の期間

出願の期間は、令和4年1月4日（火）から1月7日（金）午後5時までとする。

2 出願の方法

- (1) 志願者は、出願の書類等を出願の期間に山口県立中等教育学校長（以下「中等教育学校長」という。）又は山口県立中学校長（以下「中学校長」という。）に持参又は郵送により提出する。

郵送による出願の場合は、簡易書留郵便とする。（1月7日（金）までの消印有効）
なお、1月6日（木）以降に郵送により提出する場合は、すべて速達とすること。

- (2) 志願者は、学校のうち、いずれか一校にしか出願できない。

3 出願の手続き

志願者は、次に掲げる書類等を提出する。

- (1) 入学及び選考検査受検願書（別記第1号様式）

志願者は、入学及び選考検査受検願書（以下「願書」という。）の所定の欄に必要事項を記入し、入学試験料として、次に掲げる額に相当する山口県収入証紙を、願書の所定の欄に貼り付ける。

なお、納入した入学試験料は、いかなる場合も返還しない。

入学試験料	2,200円
-------	--------

(2) 調査書（別記第2号様式）

志願者が在学する小学校等の校長（以下「小学校長」という。）は、選抜の資料として、志願者についての調査書（別記第2号様式を複写して使用すること。）を記載要領、記入例に基づき作成し、厳封のうえ、志願者に渡す。

天災等のやむを得ない事情で所定の調査書を作成できない者については、その事情を記し、原則として、調査書に代わる参考資料を提出する。

他の都道府県等からの志願者については、特別な事情がある場合には、中等教育学校長又は中学校長の了解を得て、調査書に代わる参考資料を提出して差し支えない。

(3) 受検票を送付するための封筒（長形3号封筒（横120mm×縦235mm））

返信先の住所・氏名・郵便番号を記入し、簡易書留郵便として必要な404円分の切手を貼ったもの

4 他の都道府県等からの出願

I 「募集」の1の(2)による志願者のうち、他の都道府県等から保護者の住所が入学の日までに県内に移転することが確実であると認められる者又は親族等の確実な身元引受人が県内に居住している者の出願については、出願に先立って、あらかじめ別に定める要領（14ページ参照）により、教育長に申請しなければならない。

また、審査の結果、「県外からの入学志願承認通知書」を受けた者は、この通知書を願書裏面の所定の欄に貼り付けて、中等教育学校長又は中学校長に提出する。

5 願書等の受理

中等教育学校長及び中学校長は、願書等を受理した場合には、受検票に「検査会場」「受検番号」を記入し、令和4年1月13日（木）正午までに志願者に届くよう送付する。

6 志願者数の報告

中等教育学校長及び中学校長は、別に示す方法により、入学志願者数を令和4年1月11日（火）正午までに、県教育委員会に報告する。

III 選考検査

1 実施期日

令和4年1月15日（土）

2 日 程

右表のとおり

3 検査会場

山口県立下関中等教育学校

山口県下関市彦島老町2丁目21番1号 TEL 083-266-4100

山口県立高森みどり中学校

山口県岩国市玖珂町1253番地 TEL 0827-82-3234

選 考 検 査 日 程

受 付	9:00～9:20
点呼・諸連絡	9:30～9:50
記述式の課題1	10:00～10:45 (45分)
記述式の課題2	11:05～11:50 (45分)
(昼 食)	
面 接	12:40～

4 選考検査の方法

- (1) 面接
個人面接とする。
- (2) 記述式の課題 1 及び記述式の課題 2
資料をもとに考えたこと等を問う。

5 配慮事項

選考検査を受検するに当たり、病気等の事情により特別な配慮を必要とする場合、保護者は、必ず事前に中等教育学校長又は中学校長に連絡し、中等教育学校長及び中学校長は、保護者と協議のうえ適切な措置を講ずる。

6 受付及び入場

- (1) 受付は、午前9時から午前9時20分までとする。
- (2) 受付終了後、検査場に入場し、それぞれ指定の席に着席する。
- (3) 原則として、選考検査（記述式の課題 1）開始後15分以上遅刻した者は受検できない。
- (4) 欠席者については、保護者は速やかに志願先の中等教育学校長又は中学校長に連絡する。

7 受検者の持参するもの

受検に際しては、受検票、上ばき、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、定規、昼食を持参する。そのほか、下敷き、筆入れ、鉛筆削り、時計（時計機能のみのもの）は持参しても差し支えない。ただし、選考検査の公正を損なうおそれのあるものの持ち込みは認めない。

8 選考検査問題の作成

選考検査問題は、県教育委員会が作成する。

IV 選考検査管理委員会

1 選考検査管理委員会の設置

学校にそれぞれの校長を長とする選考検査管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置き、厳正を期する。

- (1) 管理委員会は、学校の教職員をもって構成する。
- (2) 管理委員会に次の委員を置く。
 - ア 総務委員…管理委員会が行う事務のうち、選考検査（記述式の課題 1 及び記述式の課題 2）の監督及び採点を除く事項
 - イ 監督委員…選考検査（記述式の課題 1 及び記述式の課題 2）の監督
 - ウ 採点委員…選考検査（記述式の課題 1 及び記述式の課題 2）の採点
 - エ 面接委員…選考検査（面接）の実施

2 管理委員会の業務

管理委員会は、願書の受付、選考検査問題の受領及び保管、検査場の整備、選考検査（記述式の課題1及び記述式の課題2）の監督、選考検査問題の公表、採点、選考検査（面接）の実施、答案の保管、通知・報告等の事務を行う。

- (1) 選考検査問題の受領及び保管については、別に指示する要領による。
- (2) 検査場の整備
 - ア 各検査場とも検査場番号を表示し、掲示物等は取り除いておく。
 - イ 選考検査（記述式の課題1及び記述式の課題2）の実施に当たっては、受検者の席がわかるように、机に番号を付ける。
- (3) 選考検査（記述式の課題1及び記述式の課題2）の監督
 - ア 検査時間中の指示説明は、別に示す監督者の指示説明要領に従って行う。
 - イ 終了10分前には、その旨を受検者に知らせる。
 - ウ 不正行為を発見したときは、その者を退出させ、その後は受検させない。
- (4) 選考検査実施状況の報告

中等教育学校長及び中学校長は、別に示す方法により、選考検査実施状況を令和4年1月15日（土）午前10時50分までに県教育委員会に速報する。
- (5) 選考検査問題の公表

選考検査問題は、検査開始15分後に公表する。ただし、その際には、記述式の課題1及び記述式の課題2の解答例は公表しない。
- (6) 検査終了後の処理

中等教育学校長及び中学校長は、別に示す様式により、入学者選抜実施状況を令和4年3月4日（金）までに県教育委員会に報告する。

V 選 抜

中等教育学校長及び中学校長は、調査書、選考検査の結果により、入学予定者を選抜する。

1 選抜委員会の設置

選抜に当たって、学校にそれぞれの校長を長とする選抜委員会を置き、厳正を期する。

- (1) 選抜委員会は、学校の教職員をもって構成する。
- (2) 選抜委員会は、選抜に関する業務を行う。

2 入学予定者の選抜

中等教育学校長及び中学校長は、次に示す選抜の資料により、中高一貫教育を希望する志願者の意欲や適性等を総合的に判断して入学予定者の選抜を行う。

- (1) 小学校長が作成する調査書
- (2) 面接、記述式の課題1及び記述式の課題2による選考検査の結果

3 選抜結果の発表等

- (1) 入学予定者の発表

中等教育学校長及び中学校長は、令和4年1月26日（水）午後4時に受検番号により、それぞれの学校で入学予定者を掲示するとともに、本人に郵送で通知する。

また、併せて小学校長にも郵送で通知する。

(2) 入学予定者数等の報告

中等教育学校長及び中学校長は、別に示す方法により、入学予定者数等を令和4年1月26日(水)午後3時までに県教育委員会に速報する。

(3) 中等教育学校長及び中学校長は、選抜に用いた資料を、必要な期間保存する。

VI 入学予定者の手続き

1 入学意思確認書の提出

入学予定者の保護者は、中等教育学校長又は中学校長から送付された入学意思確認書(別記第3号様式)を令和4年2月1日(火)午後5時までに、中等教育学校長又は中学校長に提出しなければならない。

また、郵送により提出する場合は、入学予定者証明書を送付するための封筒(長形3号封筒(横120mm×縦235mm))に返信先の住所・氏名・郵便番号を記入し、簡易書留郵便として必要な404円分の切手を貼ったものを同封し、簡易書留郵便により郵送する。(2月1日(火)までの消印有効)

2 入学予定者証明書の交付

中等教育学校長及び中学校長は、入学予定者の保護者から入学意思確認書の提出があった場合、直ちに入学予定者証明書(別記第4号様式)を交付する。

3 市町教育委員会への届出

入学予定者証明書を交付された入学予定者の保護者は、入学予定者証明書を添えて、入学予定者が山口県立中等教育学校又は山口県立中学校に就学する旨を、入学予定者の住所の存する市町の教育委員会に、速やかに届け出なければならない。

4 入学辞退届の提出

入学予定者が、保護者の転勤等やむを得ない事情により入学を辞退しようとする場合、その保護者は、中等教育学校長又は中学校長に、速やかに連絡するとともに、入学意思確認書とともに送付された入学辞退届(別記第5号様式)を提出しなければならない。

VII 補欠入学等

1 補欠入学

中等教育学校長及び中学校長は、入学辞退者が生じた場合、入学予定者とならなかった者の中から補欠入学予定者を決定し、入学意思を確認したうえ、入学予定者に充てる。

補欠入学を実施する期間は令和4年2月18日(金)までとし、本人に郵送で通知する。

また、併せて小学校長にも郵送で通知する。

なお、補欠入学の手続き等については、該当の補欠入学予定者に直接連絡する。

2 報 告

中等教育学校長及び中学校長は、別に示す方法により、入学予定者数等を令和4年2月21日(月)までに県教育委員会に報告する。

VIII その他

受検に当たって不正の事実があるときは、入学許可後といえども入学を取り消す等の措置をとることがある。

IX 記載要領

1 入学及び選考検査受検願書

(別記第1号様式 8～9ページ参照, 記入例 19ページ参照)

- (1) 黒又は青インク（ボールペン可）を使用し、楷書で記入する。
- (2) 「整理番号」及び受検票の「検査会場」「受検番号」の欄は、記入しない。
- (3) (2)以外の欄は、全て記入する。
- (4) 「氏名」「現住所」の欄は、住民票のとおり記入する。
- (5) 「続柄」の欄は、志願者からみた続柄を記入する。
- (6) 「連絡先」の欄は、〔 〕内に「自宅」「携帯電話」など、連絡先を記入し、その右に電話番号を記入する。
- (7) 間違えて記入した場合は、その部分に二重線を引き訂正する。

2 調査書（別記第2号様式 10ページ参照, 記入例 20ページ参照）

- (1) 「整理番号」欄は、記入しない。
- (2) 「性別」の欄は、当該児童の性別を記入する。
- (3) 記載事項のない場合は、当該欄に右上から左下にかけて斜線を引く。
- (4) 各教科の学習の記録欄
 - ア 「観点別学習状況」及び「評定」の「5年」の欄は、小学校児童指導要録（以下「指導要録」という。）から転記する。
 - イ 「観点別学習状況」及び「評定」の「6年」の欄は、第6学年の第1, 2学期における学習状況について記入する。
 - ウ 「観点別学習状況」は、A, Cのみを記号により記入する。Bは記入しない。
- (5) 「総合的な学習の時間の記録」の欄の「5年」の欄は、指導要録から転記する。「6年」の欄は、第6学年の第1, 2学期における総合的な学習の時間に行った学習の状況について記入する。
- (6) 「特別活動の記録」の欄は、第6学年の第1, 2学期における特別活動の状況について、○印を記入するか空欄とする。
- (7) 「行動の記録」の欄は、第6学年の第1, 2学期における行動の状況について、各項目ごとに○印を記入するか空欄とする。
- (8) 「出欠の記録」の欄の「5年」の欄は、指導要録から転記する。「6年」の欄は、令和3年12月末までのものを記入する。また、1週間以上の連続欠席がある場合は、必ずその理由を記入する。

なお、不登校の児童に対する出席扱いに関することは、理由欄に記入する必要はない。また、欠席の理由が不登校である場合は、欠席の理由についても記入する必要はない。

(9) 総合所見及び参考となる諸事項欄

児童の成長の状況を総合的にとらえるため、以下のような事項などを文章で箇条書き等により端的に記入する。

なお、記入に際しては、児童の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることが基本となるよう留意する。

ア 各教科の学習に関する所見

イ 特別活動に関する事実及び所見

ウ 行動に関する所見

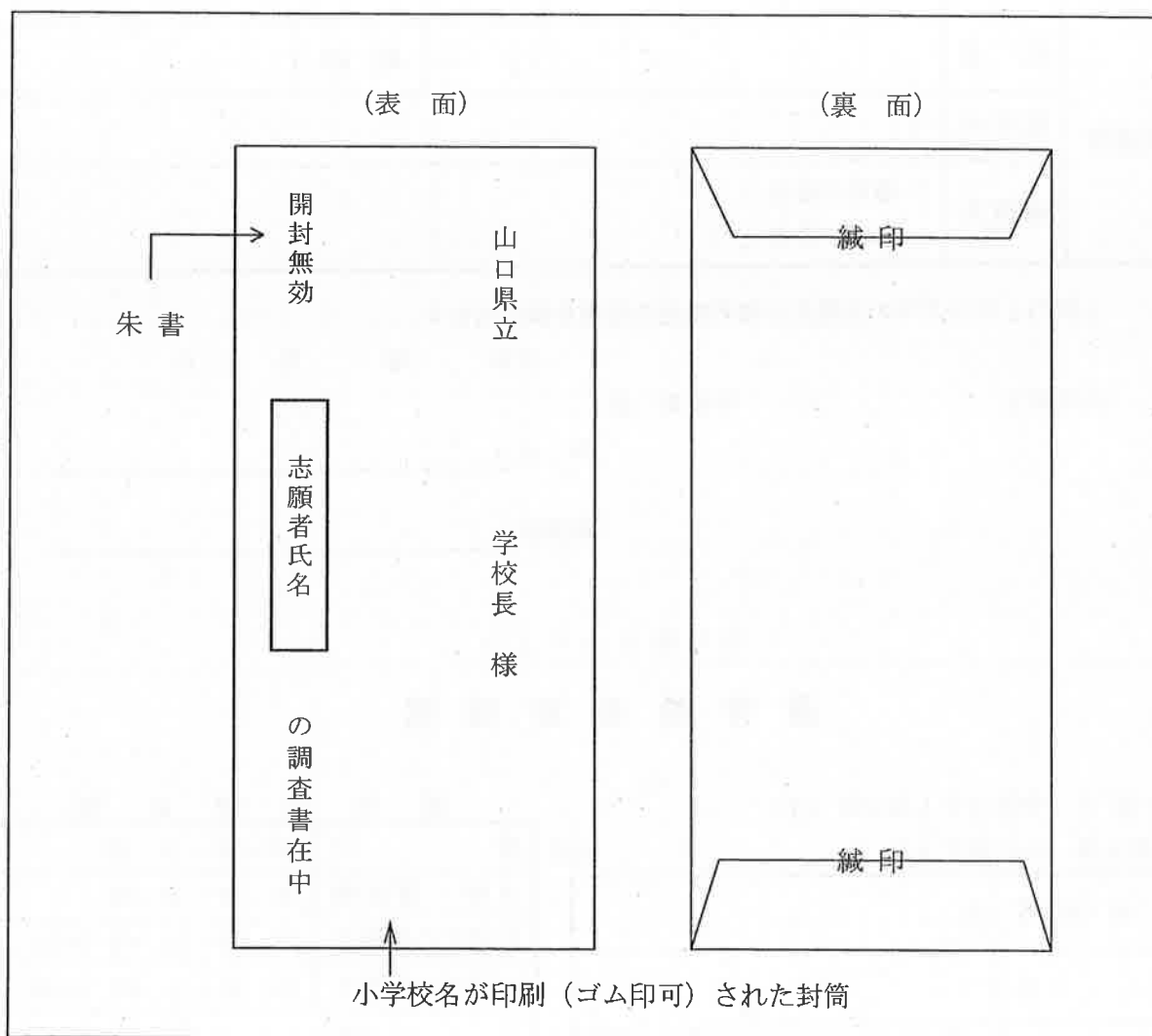
エ ア～ウの事項で記載できなかったことで、参考となる諸事項や、その他、特筆すべき事項があれば記入する。

オ 帰国児童等については、帰国前の国名、在住期間（平成又は令和〇年〇月～平成又は令和〇年〇月）、帰国後の編入学年、日本語の理解度等、選抜に必要なと思われる事項

カ 疾病等の状況について、特に必要であると思われる事項

(10) 調査書を封入する封筒の様式

封筒については、当該小学校名が印刷（ゴム印可）されたものを使用する。



県外からの入学志願承認通知書の原本貼り付け欄

受検者心得

- 1 検査当日は、はやめに行き、監督者の指示に従ってください。
- 2 受検に際しては、受検票、上ばき、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、定規、昼食を持参してください。
- 3 この受検票は、受検中、常に机の上のよく見える位置に置いてください。
- 4 記述式の課題1の検査開始後、15分以上遅刻した場合、受検できませんので気をつけてください。
- 5 受検票をなくしたり、忘れてしまったときは、志願先の中等教育学校又は中学校に連絡してください。
- 6 受検票は、様々な手続きに必要な場合がありますので、受検後も大切に保管しておいてください。

調 査 書

※整理番号()

氏名	平成 年 月 日生				性別		現住所							
							令和4年3月 小学校卒業見込							
各 科 の 学 習 の 記 録	教科	観点別学習状況				評定		教科	観点別学習状況				評定	
		観 点		5年	6年	5年	6年		観 点		5年	6年	5年	6年
	国語	知識・技能						音楽	知識・技能					
		思考・判断・表現							思考・判断・表現					
		主体的に学習に取り組む態度							主体的に学習に取り組む態度					
	社会	知識・技能						図画工作	知識・技能					
		思考・判断・表現							思考・判断・表現					
		主体的に学習に取り組む態度							主体的に学習に取り組む態度					
	算数	知識・技能						家庭	知識・技能					
		思考・判断・表現							思考・判断・表現					
		主体的に学習に取り組む態度							主体的に学習に取り組む態度					
	理科	知識・技能						体育	知識・技能					
思考・判断・表現						思考・判断・表現								
主体的に学習に取り組む態度						主体的に学習に取り組む態度								
外国語		知識・技能					知識・技能							
外国語		思考・判断・表現					思考・判断・表現							
外国語		主体的に学習に取り組む態度					主体的に学習に取り組む態度							
総合的な学習の時間の記録	学年	学習活動			観 点			評 価						
	5年													
	6年													
特別活動の記録	学級活動	行動の記録	基本的な生活習慣		思いやり・協力		出席の記録	出席しなければならぬ日数	欠席日数	(理由)				
	児童会活動		健康・体力の向上		生命尊重・自然愛護									
	クラブ活動		自主・自律		勤労・奉仕									
	学校行事		責 任 感		公正・公平									
	学校行事		創意工夫		公共心・公德心									
総合所見及び参考となる諸事項														
上記の記載事項に相違ありません。														
令和 年 月 日						記 載 者 _____								
_____						小学校長 _____ 印								

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

入学意思確認書

令和 年 月 日

山口県立

学校長 様

私は、貴校に入学します。

受 検 番 号 番

ふりがな

入学予定者 氏 名

入学予定者 現住所

入学予定者 在学小学校名 立 小学校

ふりがな

保 護 者 氏 名

保 護 者 現住所

注意

入学予定者の保護者は、令和4年2月1日（火）の午後5時までに、入学意思確認書を山口県立中等教育学校長又は山口県立中学校長に提出してください。

また、郵送により提出する場合は、入学予定者証明書を送付するための封筒（長形3号封筒（横120mm×縦235mm）に返信先の住所・氏名・郵便番号を記入し、簡易書留郵便として必要な404円分の切手を貼ったもの）を同封し、簡易書留郵便で郵送してください。（2月1日（火）までの消印有効）

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

入学予定者証明書

下記の児童は、令和4年度山口県立
入学予定者であることを証明します。

学校

記

入学予定者 ふりがな
氏名

入学予定者 現住所

保護者 ふりがな
氏名

保護者 現住所

令和 年 月 日

山口県立
校長

学校

印

入 学 辞 退 届

令和 年 月 日

山口県立 学校長 様

私は、貴校への入学を辞退します。

入学予定者 ふりがな
氏 名

入学予定者 現住所

保護者 ふりがな
氏 名

保護者 現住所

注意

保護者の転勤等やむを得ない事情により入学を辞退しようとする場合、山口県立中等教育学校長又は山口県立中学校長に、速やかに連絡するとともに、入学辞退届を提出してください。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

県外からの入学志願承認申請要領

山口県教育委員会

山口県立中等教育学校及び中学校の入学志願に当たって、保護者の住所が入学の日までに他の都道府県等から山口県内に移転することが確実に認められる者又は親族等の確実な身元引受人が県内に居住している者の出願について、必要な事項を次のとおり定める。

1 申請の手続き

保護者の住所が入学の日までに他の都道府県等から山口県内に移転することが確実に認められる者又は親族等の確実な身元引受人が県内に居住している者の出願については、出願に先立って、あらかじめ、山口県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に申請しなければならない。

2 申請期間

令和3年10月27日（水）から12月3日（金）まで

3 提出書類

- (1) 県外からの入学志願承認申請書（別紙様式1）
- (2) 県外からの入学志願承認申請書について（副申）（別紙様式2）
- (3) 理由を裏付ける証明書類等（別記のうち必要なもの）

4 提出書類の経由

提出書類は、申請者が在学する小学校等の校長（以下「小学校長」という。）及び入学を志願する山口県立中等教育学校長（以下「中等教育学校長」という。）又は山口県立中学校長（以下「中学校長」という。）を経由して、山口県教育庁高校教育課普通教育班に提出する。

その際、小学校長は、副申書（別紙様式2）及び「県外からの入学志願承認通知書」を送付するための封筒（返信先の住所・氏名・郵便番号を記入し、簡易書留郵便として必要な404円分の切手を貼ったもの）を添付する。

5 県外からの入学志願の承認

教育長は、承認の申請があった場合には、その内容を審査のうえ、承認することが適当であるかどうかの決定をし、小学校長を通してその旨を申請者に通知する。

6 県外からの入学志願承認通知書の提出

審査の結果、県外からの入学志願承認通知書を受けた者は、この通知書を願書裏面の所定の欄に貼り付けて、中等教育学校長又は中学校長に提出する。

別 記

内 容	提 出 書 類				
<p>I 保護者とともに県外(海外を含む)から県内に入学の日までに転居する場合</p> <p>1 保護者の転勤による転居の場合 (保護者のうち一方が既に県内に単身赴任中で、申請者の小学校卒業を契機に一家転住をする場合を含む)</p> <p>2 保護者が自宅を新築又は購入して転居する場合</p> <p>3 1, 2以外の理由により転居する場合</p>	<p>1 保護者の転勤による場合</p> <p>(1) 保護者の住所の移転を証明する書類 ア 社宅に転居…社宅入居(予定)証明書 イ 借家に転居…家屋賃貸契約書の写し ウ 実家に転居…家屋登記簿の写し(登記者と保護者が異なる場合は、その間柄を証明する書類も必要)</p> <p>(2) その他教育長が必要があると認める書類 転勤辞令の写し又は転勤内示証明書(現に単身赴任中の場合は勤務証明書)</p> <p>2 自宅を新築又は購入した場合</p> <p>(1) 保護者の住所の移転を証明する書類 ・家屋明け渡し(予定)証明書 ・工事請負証明書の写し又は家屋登記簿の写し</p> <p>(2) その他教育長が必要があると認める書類 ・保護者のうち一方が単身赴任をする場合…単身赴任(予定)証明書</p> <p>3 1, 2以外の理由で転居する場合</p> <p>(1) 保護者の住所の移転を証明する書類 ア 借家に転居する場合 ・家屋明け渡し(予定)証明書 ・家屋賃貸契約書の写し イ 実家に転居する場合 ・家屋明け渡し(予定)証明書 ・家屋登記簿の写し(登記者と保護者が異なる場合は、その間柄を証明する書類も必要)</p> <p>(2) その他教育長が必要があると認める書類 ・転居の理由を証明する書類 例えば, ア 退職の場合…退職(予定)証明書 イ 転職の場合… <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;">退職(予定)証明書</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding-left: 5px;">新たな雇用関係を証明する書類</td> </tr> </table> </p>	{	退職(予定)証明書	}	新たな雇用関係を証明する書類
{	退職(予定)証明書				
}	新たな雇用関係を証明する書類				
<p>II 保護者の転居を伴わない場合</p> <p>1 親族等の確実な身元引受人が県内に居住している場合</p>	<p>1 親族等の確実な身元引受人が県内に居住している場合</p> <p>(1) 身元引受人と本人との間柄を証明する書類 (2) 身元引受人の住民票 (3) 同居承諾書(別紙様式3)</p>				

上記は、一般的な事例であり、判断が困難な場合は、高校教育課普通教育班(TEL083-933-4627)に問い合わせてください。

令和 年 月 日

山口県教育委員会教育長 様

立 小学校
校長

印

県外からの入学志願承認申請書について（副申）

本校児童 の山口県外からの入学志願承認申請について
事情を調査した結果、下記のとおり副申します。

記

申請者	氏名		性別	
	現住所			
保護者	氏名		申請者との続柄	
	現住所			
入学志願校	山口県立 学校			
理由				
所見				

小学校所在地 及び 電話番号	〒 電話（ ）－（ ）－（ ）
----------------------	------------------------

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

同居承諾書

令和 年 月 日

山口県教育委員会教育長 様

郵便番号

承諾者住所

承諾者氏名

電話 () - () - ()

私は、下記の者が山口県立

学校に通学するため同居することを承諾します。

記

申請者現住所	
申請者氏名	
承諾者との続柄	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

入学及び選考検査受検願書

(記入例)

整理番号

※ (記入しない)

山口県収入証紙 (2,200円分) 貼り付け欄
(消印しないこと。) 志願する学校名を記入する

志願校	山口県立 周防中等教育 学校		
本人	ふりがな	やまぐち はなこ	
	氏名	山口 花子	生年月日 平成21年11月1日
	現住所	〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号	
	履歴	令和4年3月 山口市立 榎野川 小学校 卒業見込	
保護者	氏名	山口 太郎	続柄 父
	現住所	〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号	
	連絡先	○ 通常の場合 [自宅] ○○○○-△△-○○○○ ○ 緊急の場合 [携帯電話] ○○○-△△△△-○○○○	

住民票のとおり記入する

上記のとおり入学の志願及び選考検査の受検を願い出ます。

令和4年1月4日

山口県立 周防中等教育 学校長 様

本人 山口花子

↑
志願する学校名を記入する

保護者 山口太郎

切り離さないこと

選考検査受検票

検査日 令和4年1月15日(土)

検査会場 山口県立 (※ (記入しない)) 学校

受検番号	※	(記入しない)
氏名	山口 花子	
在学小学校	山口市立 榎野川 小学校	

選考検査日程

受付	9:00~9:20
点呼・諸連絡	9:30~9:50
記述式の課題1	10:00~10:45 (45分)
記述式の課題2	11:05~11:50 (45分)
(昼 食)	
面接	12:40~

調 査 書 (記入例)

※整理番号(記入しない)

氏名	山 口 花 子				性別	女	現住所	山口県山口市滝町1番1号						
	平成21年11月1日生				令和4年3月 山口市立樺野川 小学校卒業見込									
各教科の学習記録	教科	観点別学習状況				評定		教科	観点別学習状況				評定	
		観 点		5年	6年	5年	6年		観 点		5年	6年	5年	6年
	国語	知識・技能		A	A	2	3	音楽	知識・技能				2	2
		思考・判断・表現								A				
		主体的に学習に取り組む態度			A									
	社会	知識・技能				2	2	図画工作	知識・技能			A	2	2
		思考・判断・表現												
		主体的に学習に取り組む態度			A									
	算数	知識・技能		A	A	3	3	家庭	知識・技能			A	2	2
		思考・判断・表現			A									
		主体的に学習に取り組む態度		A	A					A				
	理科	知識・技能		A	A	3	3	体育	知識・技能		A	C	2	2
思考・判断・表現		A	A		C									
主体的に学習に取り組む態度		A	A											
/							外国語	知識・技能			A	2	3	
								思考・判断・表現						
								主体的に学習に取り組む態度			A			
総合的な学習の時間記録	学年	学習活動		観 点		評 価								
	5年	学年テーマ「ふるさと発見」 個人テーマ「昔の遊び」		・情報を収集する力 ・結果を表現する力		昔の遊びを調べるために自らアンケートを作成し、地域のお年寄りに聞き取り調査を行った。発表会でも写真やおもちゃの実物を効果的に使って発表した。								
6年	学年テーマ「ふるさと発見」 個人テーマ「ふるさとの歌」		・情報を収集する力 ・結果を表現する力 ・学習を生活に生かす力		昨年度の聞き取り調査の中で分かった昔の歌え歌を調べ、発表会で披露した。また、地域の老人会との交流の際に、この歌を楽器を使って友人と演奏し、大変喜ばれた。									
特別活動の記録	学級活動	行動の記録	基本的な生活習慣		思いやり・協力		出欠の記録	出席しなければならない日数	欠席日数	(理由) 骨折による入院7日(5年)				
	児童会活動		健康・体力の向上		生命尊重・自然愛護									
	クラブ活動		自主・自律		勤労・奉仕									
	学校行事		責任感		公正・公平									
			創意工夫		公共心・公德心									
5年	223	10												
6年	147	3												
総合所見及び参考となる諸事項	<p>・算数や理科が得意で、特に理科の植物の観察では毎日記録をとり、結果をまとめて1冊の観察日記に仕上げた。体育では、走ることをやや苦手としているが、マラソン大会に向けて毎日練習したことにより、当日は完走することができた。</p> <p>・児童会では副会長として会長に協力しながら、司会を担当し、みんなの意見をしっかりと聞きながら、まとめることができた。</p> <p>・令和2年度〇〇市海外交流大使に選ばれ、夏休みに2週間カナダでホームステイをした。また、そのときのことを書いた作文により、山口県〇〇作文コンクールで金賞を受賞した。</p>													
上記の記載事項に相違ありません。														
令和3年12月25日				記載者 大内 学										
山口市立樺野川				小学校長 毛利 梅子 印										

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

山口県立中等教育学校及び中学校入学者選抜日程

			日 程	参 照
10	27	水	県外からの入学志願承認申請手続開始	P2,
12	3	金	県外からの入学志願承認申請手続締切	P14
1	3	月		
	4	火	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 出願 期間 </div> 出願開始	P1
	5	水		
	6	木		
	7	金		
	8	土		
	9	日		
	10	月		
	11	火	入学志願者数報告 正午まで	P2
	12	水		
	13	木	受検票送付 正午まで	P2
	14	金		
	15	土	選考検査実施 選考検査実施状況速報 午前10時50分まで	P2, P4
	16	日		
	17	月		
	18	火		
	19	水		
	20	木		
	21	金		
	22	土		
	23	日		
	24	月		
	25	火		
	26	水	入学予定者の掲示 午後4時 入学予定者数等速報 午後3時まで	P4, P5
	27	木	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 意思確認書 提出期間 </div>	
	28	金		
	29	土		
	30	日		
	31	月		
2	1	火	入学意思確認書提出締切 午後5時まで	P5
	18	金	補欠入学終了	P5
	19	土		
	20	日		
	21	月	入学予定者数等報告	P5
	22	火		
3	4	金	入学者選抜実施状況報告	P4

お問い合わせ先

山口県教育庁高校教育課
高校改革推進班

〒753-8501

山口県山口市滝町1-1

TEL 083-933-4636

FAX 083-933-4619

令和4年度 山口県立中等教育学校及び中学校入学者募集要項

山口県教育委員会

1 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者が応募できる。

- (1) 保護者（児童に対して親権を行う者をいい、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。）の住所が県内にある者で、令和4年3月に小学校等を卒業する見込みのもの
- (2) 山口県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特別に出願を許可した者

2 入学定員

山口県立下関中等教育学校	105人
山口県立高森みどり中学校	40人

3 出願の手続き

(1) 出願の期間

令和4年1月4日（火）から1月7日（金）午後5時まで

(2) 出願の方法

ア 志願者は、下表の出願の書類等を、出願の期間に山口県立下関中等教育学校長（以下「中等教育学校長」という。）又は山口県立高森みどり中学校長（以下「中学校長」という。）に持参又は郵送により提出すること。

郵送による出願の場合は、簡易書留郵便とすること。（1月7日（金）までの消印有効）
 なお、1月6日（木）以降に郵送により提出する場合は、すべて速達とすること。

イ 志願者は、山口県立下関中等教育学校及び山口県立高森みどり中学校のうち、いずれか一校にしか出願できない。

出願の書類等	備 考
入学及び選考 検査受検願書	募集要項に添付されている入学及び選考検査受検願書（以下「願書」という。）の所定の欄に必要事項を記入し、入学試験料として、山口県収入証紙（2,200円分）を、願書の所定の欄に貼り付けること。 （納入した入学試験料は、いかなる場合も返還しない。） ※山口県収入証紙は、県税事務所、市役所、町役場等で販売しています。 （支所では、販売していないことがありますので、確認してください。） <u>日本政府発行の収入印紙（郵便局等で販売しているもの）とは違うので、注意してください。</u>
調 査 書	在学する小学校等の校長（以下「小学校長」という。）に申し出て作成してもらい、他の書類とともに提出すること。 （封筒を開封すると調査書は無効となるので開封しないこと。）
受検票を送付するための封筒	長形3号封筒（横120mm×縦235mm）で、返信先の住所・氏名・郵便番号を記入し、簡易書留郵便として必要な404円分の切手を貼ったもの。

(3) 受検票の送付

受検票は、1月13日（木）正午までに志願者に送付する。

受検票が届かない場合は、志願先の中等教育学校長又は中学校長へ問い合わせること。

受検票は、様々な手続きに必要な場合があるので、受検後も大切に保管すること。

(4) 他の都道府県等からの出願

他の都道府県等から保護者の住所が入学の日までに県内に移転することが確実であると認められる者又は親族等の確実な身元引受人が県内に居住している者の出願については、出願に先立って、申請書等を令和3年10月27日（水）から12月3日（金）までに教育長に提出して、承認を得る必要があるため、あらかじめ下記まで連絡すること。

〔県外からの入学志願承認の問い合わせ先〕

山口県教育庁高校教育課普通教育班

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 TEL083-933-4627

4 選考検査

(1) 実施期日

令和4年1月15日（土）

選考検査日程

受付	9:00～9:20
点呼・諸連絡	9:30～9:50
記述式の課題1	10:00～10:45 (45分)
記述式の課題2	11:05～11:50 (45分)
(昼 食)	
面接	12:40～

(2) 日 程

右表のとおり

(3) 検査会場

山口県立下関中等教育学校

山口県立高森みどり中学校

(4) 選考検査の方法

ア 面接

個人面接とする。

イ 記述式の課題1及び記述式の課題2

資料をもとに考えたこと等を問う。

(5) 受付及び入場

ア 受付は、午前9時から午前9時20分までとする。

イ 受付終了後、検査場に入場し、それぞれ指定の席に着席する。

ウ 原則として、選考検査（記述式の課題1）開始後15分以上遅刻した者は受検できない。

エ 欠席者については、保護者は速やかに志願先の中等教育学校長又は中学校長に連絡する。

(6) 受検者の持参するもの

受検に際しては、受検票、上ばき、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、定規、昼食を持参する。そのほか、下敷き、筆入れ、鉛筆削り、時計（時計機能のみのもの）は持参しても差し支えない。ただし、選考検査の公正を損なうおそれのあるものの持ち込みは認めない。

(7) 配慮事項

選考検査を受検するに当たり、病気等の事情により特別な配慮を必要とする場合、保護者は、必ず事前に志願先の中等教育学校長又は中学校長に相談すること。

5 選 抜

中等教育学校長及び中学校長は、調査書、選考検査の結果により、入学予定者を選抜する。

(1) 入学予定者の選抜

中等教育学校長及び中学校長は、中高一貫教育を希望する志願者の意欲や適性等を総合的に判断して入学予定者の選抜を行う。

(2) 選抜結果の発表

中等教育学校長及び中学校長は、令和4年1月26日（水）午後4時に受検番号により、それぞれの学校で入学予定者を掲示するとともに、本人に郵送で通知する。

また、併せて小学校長にも郵送で通知する。

6 入学予定者の手続き

(1) 入学意思確認書の提出

入学予定者の保護者は、中等教育学校長又は中学校長から送付された入学意思確認書を令和4年2月1日（火）午後5時までに、志願先の中等教育学校長又は中学校長に提出しなければならない。（2月1日（火）までの消印有効）

(2) 市町教育委員会への届出

入学予定者証明書を交付された入学予定者の保護者は、入学予定者証明書を添えて、入学予定者が山口県立中等教育学校又は山口県立中学校に就学する旨を、入学予定者の住所の存する市町の教育委員会に、速やかに届け出なければならない。

(3) 入学辞退届の提出

入学予定者が、保護者の転勤等やむを得ない事情により入学を辞退しようとする場合、その保護者は、中等教育学校長又は中学校長に、速やかに連絡するとともに、入学意思確認書とともに送付された入学辞退届を提出しなければならない。

7 補欠入学等

中等教育学校長及び中学校長は、入学辞退者が生じた場合、入学予定者とならなかった者の中から補欠入学予定者を決定し、入学意思を確認したうえ、入学予定者に充てる。

補欠入学を実施する期間は令和4年2月18日（金）までとし、本人に通知する。

また、併せて小学校長にも通知する。

なお、補欠入学の手続き等については、該当の補欠入学予定者に直接連絡する。

8 その他

受検に当たって不正の事実があるときは、入学許可後といえども入学を取り消す等の措置をとることがある。

願書記載要領

- 1 黒又は青インク(ボールペン可)を使用し、楷書で記入する。
- 2 願書の「整理番号」及び受検票の「検査会場」「受検番号」の欄は、記入しない。
- 3 2以外の欄は、全て記入する。
- 4 「氏名」「現住所」の欄は、住民票のとおり記入する。
- 5 「続柄」の欄は、志願者から見た続柄を記入する。
- 6 「連絡先」の欄は、〔 〕内に「自宅」「携帯電話」など、連絡先を記入し、その右に電話番号を記入する。
- 7 間違って記入した場合は、その部分に二重線を引き訂正する。

第1号様式

入学及び選考検査受検願書
(記入例)

整理番号
※ (記入しない)

山口県収入証紙 (2,200円分) 貼り付け欄
(消印しないこと) 志願する学校名を記入する

志願校	山口県立 周防中等教育 学校			
本人	フリガナ	やま ぐち はな こ	生年月日	平成21年11月1日
	氏名	山口 花子		
	現住所	〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号		
履歴	令和4年3月 山口市 立 穂野川 小学校 卒業見込			
保護者	氏名	山口 太郎	続柄	父
	現住所	〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号		
	連絡先	○ 通常の場合〔 自宅 〕 〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇 ○ 緊急の場合〔 携帯電話 〕 〇〇〇-△△△△-〇〇〇〇		

住民票のとおり記入する

上記のとおり入学の志願及び選考検査の受検を願ひ出ます。
令和4年1月1日
山口県立 周防中等教育 学校長 様
本人 山口花子
志願する学校名を記入する 保護者 山口太郎

切り離さないこと

選考検査受検票

検査日 令和4年1月15日(土)
検査会場 山口県立(※ (記入しない)) 学校

受検番号	※ (記入しない)
氏名	山口 花子
在学小学校	山口市 立 穂野川 小学校

選考検査日程	
受付	9:00~9:20
点呼・諸連絡	9:30~9:50
記述式の課題1	10:00~10:45 (45分)
記述式の課題2	11:05~11:50 (45分)
(昼 食)	
面接	12:40~

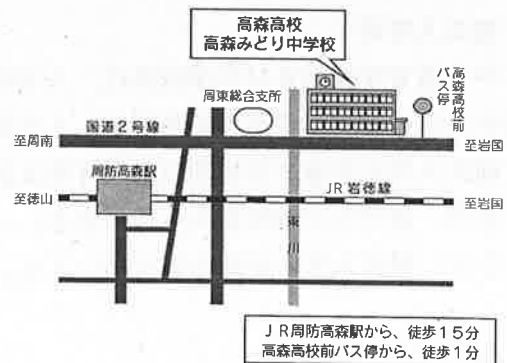
山口県立下関中等教育学校

〒750-0072 山口県下関市彦島老町2丁目21番1号
TEL 083-266-4100



山口県立高森みどり中学校

〒742-0333 山口県岩国市玖珂町1253番地
TEL 0827-82-3234



山口県教育庁高校教育課高校改革推進班

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 TEL 083-933-4636

県外からの入学志願承認通知書の原本貼り付け欄

受検者心得

- 1 検査当日は、はやめに行き、監督者の指示に従ってください。
- 2 受検に際しては、受検票、上ばき、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、定規、昼食を持参してください。
- 3 この受検票は、受検中、常に机の上のよく見える位置に置いてください。
- 4 記述式の課題1の検査開始後、15分以上遅刻した場合、受検できませんので気をつけてください。
- 5 受検票をなくしたり、忘れてしまったときは、志願先の中等教育学校又は中学校に連絡してください。
- 6 受検票は、様々な手続きに必要な場合がありますので、受検後も大切に保管しておいてください。

令和3年度第4回県立高校将来構想検討協議会における協議の概要について

1 開催日時、会場

令和3年9月30日(木) 午後1時～午後3時 県庁4階 共用第4会議室

2 協議の概要

- (1) 学校・学科の再編整備について
- (2) 将来構想の推進について
- (3) 次期県立高校将来構想(たたき台)について
- (4) まとめ

今回の意見も踏まえながら、次期将来構想の素案を事務局がまとめることで全委員が了解
次回は次期将来構想の素案について協議をする予定

3 委員からの意見

(1) 学校・学科の再編整備について

- 多様な生徒が、一定の学校規模の中で、様々な活動を通して自分を見つめたり、他者と協力したりすることは、社会に出て行く前段階の教育としては非常に大切ではないかと思う。
- 色々な人との関わりや様々な教育活動に参加することで、劇的に変わっていく生徒がいることから、ある一定の学校規模を確保することは、将来につながる大切なことだと思う。
- 中学生から見ても、他学科と連携をして様々な取組をすることは、学校の魅力になってくるのではないかと思う。
- 小規模校にも良いところがあるが、これからの社会は大きな変革を迎え、より人間的な部分を求められる。生徒たちに様々な人と協働する経験をさせるためにも、一定の学校規模が必要である。
- 今回示されたたたき台は、今までの協議会の内容も盛り込んであって、非常に説得力のある展開になっていて、大変素晴らしいと思った。
- 大学等への進学に重点を置く取組や高度な専門性をもった産業人材を育成する取組などの拠点的な役割をもつ高校は、県内にバランスよく配置してほしい。また、今後こういった学校を募集停止しないような工夫をしてほしい。
- 今ある分校についてということではないが、今後の再編整備を考えたときに、ある程度の学校規模をめざして進めていくことは必要であると思う。
- 小規模校を否定するものではないが、自分の進路にあった教科や科目を選べるなど、選択幅の広い教育を受けることができ、さらに、部活動を選ぶことができるという意味でも、ある程度の学校規模は必要である。
- 地元からの入学生が一定数いれば、学校の存在意義があるのは確かであるが、そうでなければ、たたき台に示されているように地元中学校卒業者の入学状況を見極めた上で募集停止を検討することは、やむを得ないと思う。
- 様々な意見やニーズがある中で、総合的に再編整備を考えていかなければならないと考えると、この案で進めていかざるを得ないのではないかと思う。再編整備を進めるに当たっては、魅力ある学校づくりも並行して進めてほしい。
- 求人数が横ばいするとき、専門高校の生徒数が減ると需要と供給のバランスが崩れ、地場産業に影響が出る。
- 分校においては、市街地から列車で通学してくる生徒の割合が以前よりも高くなっており、それならば、市街地の高校の定員を増やしてはどうかという声を聞いたこともある。

- 今の時代に求められている福祉人材の育成のため、福祉を学べる学科の設置や、コースの中に福祉を入れるなどを検討してほしい。
- 探究的な学習をする際に、新しい学科を設置すること以外に、普通科という大きなくくりの中で探究的な学習や福祉的な学習を取り入れるような学科の再編もあるかもしれないと思った。
- 15年後の想定学級数について、工業科の数だけ増やす形になっている。中学生の進路希望や日本総研のデータ、全国の普通科人気の方向性から逆行するのではないか。
- 私立高校との共存を図りながら山口県教育の全体の発展、維持・向上を図る姿勢をこの構想でも示してもらい、ありがたい。
- 今後、再編整備を進めるに当たって、特に、山口県の教育力を高める特色ある取組や、活力ある学校づくりをしている学校に対して、県として公立私立を問わず財政的に支援してほしい。

(2) 将来構想の推進について

- 今後の中学校卒業見込者数の減少だけではなく、各学校の状況、本県の特性等を踏まえて実施計画を策定することは必要である。
- 5年単位で実施計画を策定することは、長期的な視点でじっくりと再編整備に取り組んで県全体の動きが見えやすくなるという点で好ましい改善だと感じた。
- スクール・ポリシーに基づき、魅力ある学校づくりをこれから深めていくためには、学校運営協議会でしっかりと話し合っ、各高校が地域・社会に貢献する取組につなげてほしい。

(3) 次期県立高校将来構想（たたき台）について

- 普通科系学科について、新しい時代を生き抜く子どもたちを育成するために、高校でも文理融合、STEAM教育といった探究活動は、今後ますます充実していく必要があると感じている。
- 山口県には機械、電気、化学、土木・建築等全ての分野において企業からの求人があるため、工業高校は、全ての分野が揃った拠点となる学校を、各地域に配置してほしい。
- 特色ある学校づくりについては、拠点となって進める学校が必要であり、本県の特性を踏まえて県内にバランス良く配置してほしい。
- 工業高校と同様、商業高校も、全県的なバランスを考え単独の拠点校を配置してほしい。
- 学科の枠を越えて協働する「やまぐちハイスクールブランド創出事業」における教育活動を通して、生徒たちが連携し、互いの良さを学んで、社会に出たときに力を発揮する力を身に付けている。様々な学科が一つの学校の中にあれば、身近にすぐ連携することができる。
- ある程度の学校規模があれば、地域貢献や地域連携の両方ができることから、一定の学校規模は必要であると思う。
- 農業に関する学科の在り方については、大変よくまとめてあると思う。これからの新しい時代の農業の担い手をめざした教育活動の充実を図るためにも、この構想に沿って進めてほしい。
- 再編整備により通学が大変になる地域も出てくるため、修学支援の充実は大切である。
- 保護者にとって、路線バスの充実など、修学支援の充実が一番気になる場所であり、とても大切だと思う。
- 農業や福祉などに関する学科は、地域貢献に必要な部分でもあるため、もう少し力を入れてもよいのではないかと。
- コミュニティ・スクールに関する「地域貢献」という記載について、中学校までは地域貢献であるが、高校は「社会貢献」の方が適切かもしれない。
- 小規模校だからこそゆっくり学べる生徒もいるのではないかと。
- 近隣に複数校あるような場所に、高校生用の寮を作ることも検討してほしい。
- 生徒のニーズの多様化に対応して複雑化してきた教育課程のスリム化や、受験との兼ね合いを考える必要がある文理融合、また共通教科・科目でのSTEAM教育の特にArtの扱いについては今後研究が必要であると感じている。

山口県文化財専門員の採用選考試験の結果について

1 選考日程

- (1) 募 集 令和3年 6月24日(木)～7月26日(月)
- (2) 第1次選考 令和3年 7月29日(木)～8月12日(木) …… 書類選考
- (3) 第2次選考 令和3年 9月12日(日) …… 面接試験
- (4) 採用予定日 令和4年 4月 1日

2 応募・合格者数

応募者	第1次選考合格者	最終合格者
6名	4名	1名

3 参考

(1) 職務内容

山口県教育委員会事務局、県立山口博物館、県埋蔵文化財センターにおける、埋蔵文化財等に関する業務及びその他の行政事務

- 埋蔵文化財の保護・活用
- 埋蔵文化財の発掘調査の指導・調整
- 考古資料（遺構、遺物）等に関する調査研究、資料収集、展示、教育普及、研究発表等
- その他、文化財保護行政に関すること

(2) 応募資格

次のいずれにも該当する者

- ア 昭和52年（1977年）4月2日以降に生まれた者
- イ 大学又は大学院で考古学又は文化財学を専攻又は研究した者で、大学院の修士課程修了（令和4年3月31日までに修了見込みの者を含む。）又は、同等の研究経験・実務経験を有する者
- ウ 博物館法（昭和26年法律第285号）に定める学芸員の資格を有する者（令和4年3月31日までに資格取得見込みの者を含む。）

スクールソーシャルワーカーの採用選考について

1 スクールソーシャルワーカー（SSW）について

スクールソーシャルワーカーは、学校だけで解決することが困難な事例に対し、福祉に関する高度に専門的な知見と関係機関等とのネットワークを生かして、児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、生活の質の向上と、児童生徒にとって最善の利益が得られるよう、学校における生徒指導・教育相談体制の推進に資する活動を行う。

2 現状・課題等

- 平成 20 年度から、やまぐち総合教育支援センターに非常勤嘱託員（R2 年度からは会計年度任用職員（専門パート））として配置。（H20～24：2名、H25～29：3名、H30～4名）
- 単年度雇用、非常勤の雇用形態では、長期の継続した支援や、緊急時に迅速な支援を要する場合に対応できないことなどが課題となっている。
- 適切に支援を継続して行うためには、学校の状況や児童生徒を取り巻く環境に精通するなど、経験を積み重ねた中核となる人材を確保・育成することが喫緊の課題であることから、正規職員として、スクールソーシャルワーカー 1 名を採用する。
- 都道府県レベルでは、正規雇用は全国初となる。

3 採用選考について

(1) 職種及び採用予定人員

スクールソーシャルワーカー（SSW） 1名程度

(2) 採用予定日

令和 4 年 4 月 1 日

(3) 職務内容

県内の県立学校及びその生徒・保護者への支援のほかに、子どもと親のサポートセンターや各市町のスクールソーシャルワーカーに対する指導助言（SV：スーパーバイズ）や、スクールソーシャルワーカー以外のセンター職員に対する専門家としての指導助言等を行うものとする。

(4) 応募資格

- ・ 昭和 37 年（1962 年）4 月 2 日以降に生まれた者
- ・ 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師又は臨床心理士の資格を有する者
- ・ スクールソーシャルワーカーとして 3 年以上の活動実績のある者

(5) 応募書類の受付期間

令和 3 年 11 月 1 日（月）から令和 3 年 11 月 22 日（月）まで

4 選考の期日

- | | | | |
|-------------|---------------------|----|---------------|
| (1) 第 1 次選考 | 令和 3 年 11 月下旬 | …… | 書類選考 |
| (2) 第 2 次選考 | 令和 3 年 12 月 19 日（日） | …… | 面接試験（会場：山口県庁） |
| (3) 合格者発表 | 令和 3 年 12 月下旬 | | |

令和3年度山口県スクールソーシャルワーカー採用選考試験
募集案内（令和4年度採用予定）

令和3年10月
山口県教育委員会

今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等によっては、実施内容の変更（試験の延期・試験会場の変更等）を行う場合があります。

変更がある場合は、山口県ホームページの「募集・試験案内」においてお知らせしますので、必ず確認をしてください。

また、第1次選考合格者については、選考結果をお知らせする通知に、第2次選考における留意事項（マスク着用の有無等）が記載されていますので、必ず確認の上、試験会場にお越しください。

1 職種、採用予定人員及び職務内容等

職種	スクールソーシャルワーカー（SSW）
採用予定人員	1名程度
職務内容等	<p>山口県教育委員会事務局、やまぐち総合教育支援センターにおいて、県内の県立学校及びその生徒・保護者への支援のほかに、子どもと親のサポートセンターや各市町のスクールソーシャルワーカーに対する指導助言（SV：スーパーバイズ）や、スクールソーシャルワーカー以外のセンター職員に対する専門家としての指導助言等を行うものとする。</p> <p>具体的な業務内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ スクールソーシャルワーカー人材の育成 ○ 課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ ○ 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 ○ 学校内におけるチーム体制の構築・支援 ○ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 ○ 教職員等への研修活動 ○ 教育相談行政に関すること 等

2 採用予定日 令和4年4月1日

3 応募資格

次のいずれにも該当する者が応募できます。

- (1) 昭和37年(1962年)4月2日以降に生まれた者
- (2) 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師又は臨床心理士の資格を有する者
- (3) 令和3年10月31日時点で、都道府県及び市町村等のスクールソーシャルワーカーとして3年以上の活動実績のある者

・「活動実績」は、正規職員、会計年度任用職員、臨時職員、非常勤職員等任用形態を問わず、通算することができます。

・最終合格発表後、在職証明書等の活動実績が分かる書類を提出していただきます。

なお、活動実績が分かる書類は、勤務期間の始期及び終期、勤務形態、役職名、業務内容について在職していた勤務先等から証明を受けたものとし、その提出がない場合は、採用される資格を失います。

※ 活動実績等について質問がある場合は、11の「お問い合わせ先」に御連絡ください。

- (4) 上記(1)、(2)及び(3)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は応募できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心身耗弱を原因とするもの以外)

4 選考方法

(1) 第1次選考

受験申込時に提出された論文及び職務等経歴書の内容を審査し、合格者を決定します。

選考結果は、12月3日に学校安全・体育課ホームページで行います。

合格者には2次選考の日時、方法等について通知します。

区 分	審 査 内 容	配 点
論文	思考力、判断力、表現力等の総合能力及び教育、福祉分野等に関する専門性について、論文の審査を行います。	50点

※ 合格後に論文の不正が判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者に対して、面接を行い、合格者を決定します。試験は12月下旬を予定しております。

区 分	試 験 内 容	配 点
面接Ⅰ	人物、専門性等についての個人面接を行います。	100点

【採用時の職位の審査（実務経験が7年以上かつ30歳以上の者が対象）】

区 分	審 査 内 容	配 点
面接Ⅱ	事前に提出された職務等経歴書等に基づき、試験官による質疑応答を行います。	—

(3) その他

第1次選考、第2次選考（面接Ⅰ）において、一定の基準に満たない場合は不合格となります。

5 応募手続

(1) 応募書類の請求

応募に必要な書類は、山口県教育庁学校安全・体育課（〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号）に請求してください。学校安全・体育課のホームページからダウンロードすることもできます。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県スクールソーシャルワーカー応募書類請求」と朱書きし、住所、氏名及び郵便番号を明記し、140円分の切手を貼った返信用封筒（角形2号：縦33cm、横24cm程度の大きさ）を必ず同封してください。

(2) 提出書類

ア 第1次選考の課題（論文）を申込時に提出してください。

【論文課題】

下記の課題について、A4版用紙1枚（様式自由：1,200字以内）で記述してください。

※ 必ず冒頭に氏名を記入してください。

近年、児童生徒が抱える課題は、複雑化・多様化しています。これらの課題の解決に当たっては、スクールソーシャルワーカーの役割がますます大きくなっており、その資質能力の更なる向上が求められています。

本県スクールソーシャルワーカーの人材育成の必要性及びその取組について、あなたの考えを具体的に述べなさい。

イ 職務等経歴書（別紙様式）

※ 写真（縦4cm×横3cm）の裏に氏名を記載し、貼付してください。（6か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きのもの）

ウ 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師又は臨床心理士の資格証明書の写し

(3) 提出方法

受付期間	令和3年11月1日(月)から令和3年11月22日(月)まで
提出方法	上記提出書類に必要事項を記入し、下記提出先へ郵送してください。 郵送にあたっては、封筒の表に「山口県スクールソーシャルワーカー採用応募書類在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。 令和3年11月22日(月)までの消印のあるものは有効とします。
提出先	山口県教育庁学校安全・体育課 〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

(4) その他

応募書類は返却しませんので、御注意ください。

6 採用時の任用について

- (1) 採用時は、原則として一般職(主事級スクールソーシャルワーカー)としての任用になります。
- (2) 合格者のうち、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師又は臨床心理士として教育・福祉分野の実務経験が7年以上かつ30歳以上の者については、別途、職務等経歴書及び面接試験Ⅱに基づき、より上位の職位での格付け(主任主事級スクールソーシャルワーカー、主任級スクールソーシャルワーカー、主査級スクールソーシャルワーカー)について審査を行います。

7 合格者の発表

- (1) 令和3年12月下旬(予定)に文書で合否を通知します。
- (2) 併せて、学校安全・体育課のホームページ内に、合格者の受験番号を掲載します。

8 合格から採用まで

- (1) 採用の内定
令和3年12月下旬(予定)までに、内定者に文書で通知します。
- (2) 合格者の採用
原則として、令和4年4月1日付けの採用となります。

9 給与

給料は、各人の経歴等によって異なりますが、採用時の年齢が40歳で教育・福祉分野における職務経験が18年以上の場合、初任給は302,200円です(令和3年4月1日現在)。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

10 選考結果の開示

(1) この選考の結果については、山口県個人情報保護条例第19条の規定により、下表に基づき、口答による開示の申出をすることができます。

選考	開示の申出 ができる者	開示 内容	開示期間	開示場所
第1次選考	受験者	得点 及び 順位	各選考の合格発表日から1年間	山口県教育庁学校安全・体育課 (山口県庁本館棟14階)
第2次選考				

(2) 電話、ハガキ等による開示の申出はできません。

(3) 開示を申し出る場合は、運転免許証など本人確認ができるものを持参のうえ、開庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までに、本人が直接開示場所へおいでください。

11 お問い合わせ先

山口県教育庁学校安全・体育課

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

電話 083-933-4670

令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について(概要)

1 要 旨

文部科学省が全国における標記調査の結果を取りまとめたところであり、当該結果における山口県の状況について公表する。

2 調査対象

国公立の小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校

3 山口県における生徒指導上の諸課題の現状(国公私立計) ※ () 内は前年度との比較

	山 口 県		全 国	
		発生率		発生率
暴力行為の 発生件数 (小・中・高・中等)	752件 (+10)	5.5件 (+0.1)	66,201件 (-12,586)	5.1件 (-1.0)
いじめの 認知件数 (小・中・高・中等・特)	3,801件 (-605)	27.7件 (-3.9)	517,163件 (-95,333)	39.7件 (-6.8)
不登校 児童生徒数 (小・中・高・中等)	小学校	出現率		出現率
	611人 (+111)	9.2人 (+1.8)	63,350人 (+10,000)	10.0人 (+1.7)
	中・中等前期課程	42.8人 (+4.2)	132,777人 (+4,855)	40.9人 (+1.5)
	高・中等後期課程	8.3人 (-1.1)	43,051人 (-7,049)	13.9人 (-1.9)
267人 (-43)				
高等学校の 中途退学者数 (高・中等後期課程)	347人 (-28)	中途退学率 1.0% (±0)	34,965人 (-7,917)	中途退学率 1.1% (-0.2)

※ 暴力行為発生率、いじめ認知率、不登校出現率については、児童生徒1,000人当たりの数

※<国立学校数> 小学校2校、中学校2校、特別支援学校1校

<公立学校数(分校含む)> 小学校279校、中学校144校(中等教育学校前期課程1校を含む)、
高等学校60校(中等教育学校後期課程1校を含む)、特別支援学校13校

<私立学校数> 中学校8校、高等学校22校

令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について

(1) 暴力行為（国公立小・中・高等学校及び中等教育学校）

⇒ 資料1 (P.6)

区分	令和2年度		
	発生件数	発生率	
小	山口県	375 (-2)	5.7 (+0.1)
	全国	41,056 (-2,558)	6.5 (-0.3)
中	山口県	341 (+46)	10.0 (+1.4)
	全国	21,293 (-7,225)	6.6 (-2.2)
高	山口県	36 (-34)	1.0 (-0.9)
	全国	3,852 (-2,803)	1.2 (-0.8)
計	山口県	752 (+10)	5.5 (+0.1)
	全国	66,201 (-12,586)	5.1 (-1.0)

※ 発生率は、児童生徒1,000人当たりの発生件数（件）

※ （ ）内は前年度との比較

○ 本県の状況

- ・ 暴力行為の発生件数は、752件（小学校375件、中学校341件、高等学校36件）であり、前年度より10件増加した。暴力行為の発生率は5.5件であり、全国数値（5.1件）を上回っている。
- ・ 形態別では、「生徒間暴力」が530件（小学校248件、中学校252件、高等学校30件）で最も多く、「対教師暴力」142件、「器物損壊」75件、「対人暴力」5件と続く。

○ 全国の状況

- ・ 暴力行為の発生件数は、66,201件（小学校41,056件、中学校21,293件、高等学校3,852件）であり、前年度より12,586件減少した。
- ・ 形態別では、「生徒間暴力」が47,416件（小学校30,548件、中学校14,459件、高等学校2,409件）で最も多く、「対教師暴力」8,620件、「器物損壊」9,055件、「対人暴力」1,110件と続く。

(2) いじめ

⇒ 資料2 (P.6)

① 本県の国公立小・中・高・中等教育学校及び特別支援学校の状況

区分	令和2年度		
	認知件数	認知率	
小	山口県	2,720 (-186)	41.0 (-2.1)
	全国	420,897 (-63,648)	66.9 (-8.9)
中	山口県	919 (-288)	27.0 (-8.2)
	全国	80,877 (-25,647)	25.1 (-7.5)
高	山口県	149 (-103)	4.2 (-2.8)
	全国	13,126 (-5,226)	3.9 (-1.5)
特	山口県	13 (-28)	7.2 (-15.5)
	全国	2,263 (-812)	15.6 (-5.7)
計	山口県	3,801 (-605)	27.7 (-3.9)
	全国	517,163 (-95,333)	39.7 (-6.8)

※ 認知率は、児童生徒1,000人当たりの認知件数(件)

※ ()内は前年度との比較

○ 本県の状況

- いじめの認知件数は、3,801件(小学校2,720件、中学校919件、高等学校149件、特別支援学校13件)であり、前年度より605件減少した。いじめの認知率は27.7件であり、全国数値(39.7件)を下回っている。

○ 全国の状況

- いじめの認知件数は、517,163件(小学校420,897件、中学校80,877件、高等学校13,126件、特別支援学校2,263件)であり、前年度より95,333件減少した。
- いじめの態様について、全国的に「冷やかしやからかい、悪口脅し文句」が最も多く、次に小・中・特別支援学校では「軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩く、蹴る」、高等学校では「パソコンや携帯電話で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」が続いている。

② 本県のいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の状況

区分	令和2年度	
	重大事態の発生件数	発生率
山口県	8	0.06
全国	514	0.04

※ 発生率は、児童生徒1,000人当たりの「重大事態」の発生件数(件)

※ 令和2年度調査から県別を公表

○ 本県の状況

- いじめの重大事態の発生件数は8件である。発生率は0.06件であり、全国数値(0.04件)を上回っている。

○ 全国の状況

- いじめの重大事態の発生件数は514件である。前年度より209件減少した。

(3) 不登校

⇒ 資料3 (P.7)

① 本県の国公立小・中学校及び中等教育学校前期課程の状況

区分	令和2年度	
	不登校 児童生徒数	出現率
小	山口県	611 (+111)
	全国	63,350 (+10,000)
中	山口県	1,455 (+133)
	全国	132,777 (+4,855)
計	山口県	2,066 (+244)
	全国	196,127 (+14,855)

※ 出現率は、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数（人）

※ （ ）内は前年度との比較

○ 本県の状況

・ 小・中学校及び中等教育学校前期課程において、年30日以上欠席した不登校児童生徒数は2,066人であり、前年度より244人増加した。不登校児童生徒の出現率は20.6人であり、全国数値（20.5人）を上回っている。

・ 校種別では、小学校611人で前年度より111人増加、中学校1,455人で133人増加した。不登校児童生徒の出現率は、小学校は9.2人で全国数値（10.0人）を下回っている。中学校は42.8人であり、全国数値（40.9人）を上回っている。

○ 全国の状況

・ 不登校児童生徒数は196,127人であり、前年度より14,855人増加した。

・ 校種別では、小学校63,350人で前年度より10,000人増加、中学校132,777人で、4,855人増加した。

・ 小学校不登校の要因について、全国的に「無気力、不安」が多く、次に「親子の関わり方」、「生活リズムの乱れ・あそび・非行」が続いている。

・ 中学校不登校の要因について、全国的に「無気力、不安」が多く、次に「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「生活リズムの乱れ・あそび・非行」が続いている。

② 本県の高等学校及び中等教育学校後期課程の状況

区分	令和2年度	
	不登校 児童生徒数	出現率
高	山口県	267 (-43)
	全国	43,051 (-7,049)

※ 出現率は、生徒1,000人当たりの不登校生徒数（人）

※ （ ）内は前年度との比較

○ 本県の状況

・ 高等学校及び中等教育学校後期課程において、年30日以上欠席した不登校児童生徒数は267人であり、前年度より43人減少した。不登校生徒の出現率は8.3人であり、全国数値（13.9人）を下回っている。

○ 全国の状況

・ 不登校生徒数は43,051人であり、前年度より7,049人減少した。

・ 不登校の要因について、全国的に「無気力、不安」が多く、次に「生活リズムの乱れ・あそび・非行」、「入学、転編入学、進級時の不適応」が続いている。

(4) 中途退学（高等学校及び中等教育学校後期課程） ※（ ）内は前年度との比較（％） ⇒ **資料4**（P.8）

区分	令和2年度		
	中途退学者数	中途退学率	
高	山口県	347 (-28)	1.0 (±0)
	全国	34,965 (-7,917)	1.1 (-0.2)

- 本県の状況
 - ・ 高等学校及び中等教育学校後期課程の中途退学者数は347人であり、前年度より28人減少した。中途退学率は1.0%であり、全国数値（1.1%）を下回っている。
 - ・ 中途退学の理由は、「進路変更」が45.0%で最も多く、次に「学校生活・学業不適應」が28.2%となっている。
- 全国の状況
 - ・ 中途退学者数は34,965人であり、前年度より7,917人減少した。
 - ・ 中途退学の理由は、「進路変更」が43.1%で最も多く、次に「学校生活・学業不適應」が30.5%となっている。

(5) 生徒指導上の諸課題の解決に向けた公立学校における主な取組

ア 心の教育の基盤となる開発的生徒指導の推進

- ・ 児童生徒の夢や希望を育むキャリア教育・進路指導の充実
- ・ スクールカウンセラーによる心理教育プログラムの実施による子どもたちの心の育成
- ・ A F P Y等の体験活動を活用したコミュニケーション能力の向上等による望ましい人間関係づくりの推進
- ・ 特別活動を活用した、児童生徒の心のつながりを深める取組の創意工夫
- ・ 学習規律の徹底及びわかる授業づくりや個に応じたきめ細かな学習指導等の充実
- ・ 高等学校における、生徒の多様なニーズに対応した特色ある学校づくりの推進

イ 問題行動や不登校等の未然防止に向けた組織的な取組の充実

- ・ 各学校において、これまで以上に児童生徒に目を配り、子どもへの積極的な声かけや教育相談を行う等、児童生徒理解の充実
- ・ 家庭や地域、小中高の異校種間連携を強化した組織的対応の推進
- ・ 外部専門家や関係機関等との連携による、児童生徒理解に基づいた早期の支援及び継続性のある生徒指導・教育相談の推進
- ・ SNS等を活用した幅広い相談体制の充実及び1人1台タブレット端末等を活用した、オンラインによる相談カウンセリング体制の整備の推進
- ・ 個々の児童生徒の状況に応じた必要な支援や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携による教育相談体制の一層の充実・強化
- ・ 弁護士によるいじめ予防教室の実施や、生徒指導上の諸課題への適切な対応に資する相談体制の充実
- ・ 児童生徒の適切なインターネット利用へ向けた、情報モラル教育の充実及び保護者等への啓発の促進
- ・ 学校適応感調査「Fit」（小・中・高校生版）の積極的活用による児童生徒理解及び支援の促進
- ・ 「心をつなぐ1・2・3運動」等による、欠席者に関する早期の情報共有・組織的支援の一層の充実
- ・ 高等学校中途退学に至った場合の指導資料「新しい進路に向けて」を活用した学び直しや就労へ向けた支援

ウ 学校・家庭・地域が連携した体制づくり

- ・ 学校と保護者の緊密な連携による、組織的で適切・丁寧な指導・支援
- ・ 外部専門家や地域人材の参画を得た「学校いじめ対策委員会」を中核とする、学校組織体制の充実
- ・ コミュニティ・スクール、地域協育ネットの機能や家庭教育支援チーム等を活用し、学校・家庭・地域が一体となった、子どもたちの学びと育ちを見守り支援する体制づくりの推進
- ・ 教育支援センター（適応指導教室）等による、児童生徒の社会的自立に向けた支援
- ・ 警察、児童相談所等の関係機関や少年安全サポーター等専門家との緊密な連携による、課題を抱える児童生徒への立ち直り支援

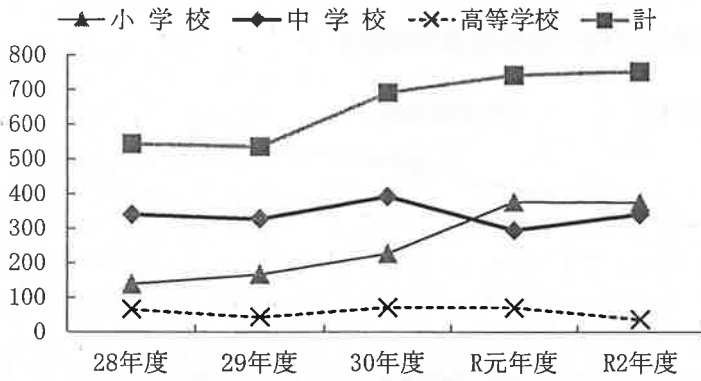
資料1

暴力行為の状況 (R2 山口県：国公立)

(文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から)

暴力行為の定義「自校の児童生徒が、故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える行為」

<発件数の推移>



区分	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
小学校	139	166	227	377	375
中学校	340	327	393	295	341
高等学校	65	43	71	70	36
計	544	536	691	742	752

<暴力行為の内訳(件数)> ※()内は前年度との比較

	対教師	生徒間	対人	器物	計	発生率(件)
小	96(+13)	248(+21)	1(±0)	30(▲36)	375(▲2)	5.7 (+0.1)
中	44(+6)	252(+58)	4(▲3)	41(▲15)	341(+46)	10.0 (+1.4)
高	2(▲1)	30(▲17)	0(▲7)	4(▲9)	36(▲34)	1.0 (▲0.9)
計	142(+18)	530(+62)	5(▲10)	75(▲60)	752(+10)	5.5 (+0.1)

<全国との比較>

()内は前年度との比較

区分	山口県		全国	
	発生件数	発生率(件)	発生件数	発生率(件)
国公立	752(+10)	5.5(+0.1)	66,201(▲12,586)	5.1(▲1.0)

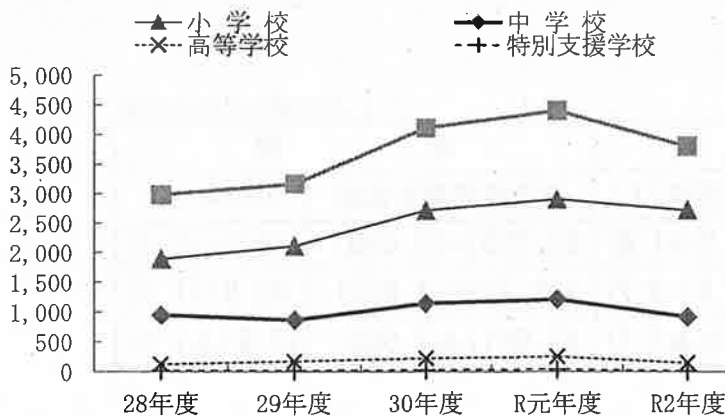
資料2

いじめの状況 (R2 山口県：国公立)

(文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から)

いじめの定義「児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

<認知件数>



区分	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
小学校	1,890	2,113	2,716	2,906	2,720
中学校	947	865	1,144	1,207	919
高等学校	123	175	226	252	149
特別支援学校	19	16	30	41	13
計	2,979	3,169	4,116	4,406	3,801

<全国との比較>

()内は前年度との比較

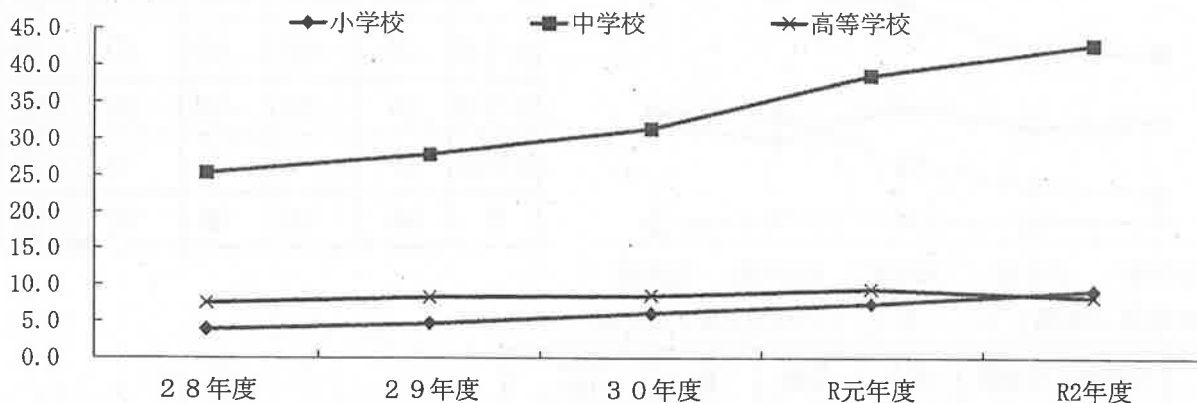
区分	山口県		全国	
	認知件数	認知率(件)	認知件数	認知率(件)
国公立	3,801(▲605)	27.7(▲3.9)	517,163(▲95,333)	39.7(▲6.8)

資料3 不登校の状況 (R2 山口県：国公立)

(文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から)

不登校の定義「年度間に30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、或いは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない或いはしたくともできない状況にあるもの(病気や経済的な理由によるものを除く)」

<不登校児童生徒出現率の推移(1,000人当たりの不登校児童生徒数)>



不登校児童生徒数

	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
小学校	268	320	413	500	611
中学校	939	998	1,092	1,322	1,455
高等学校	262	287	287	310	267

不登校児童生徒出現率

	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
小学校	3.9	4.7	6.1	7.4	9.2
中学校	25.4	27.9	31.4	38.6	42.8
高等学校	7.5	8.3	8.5	9.4	8.3

<全国との比較>

() 内は前年度との比較

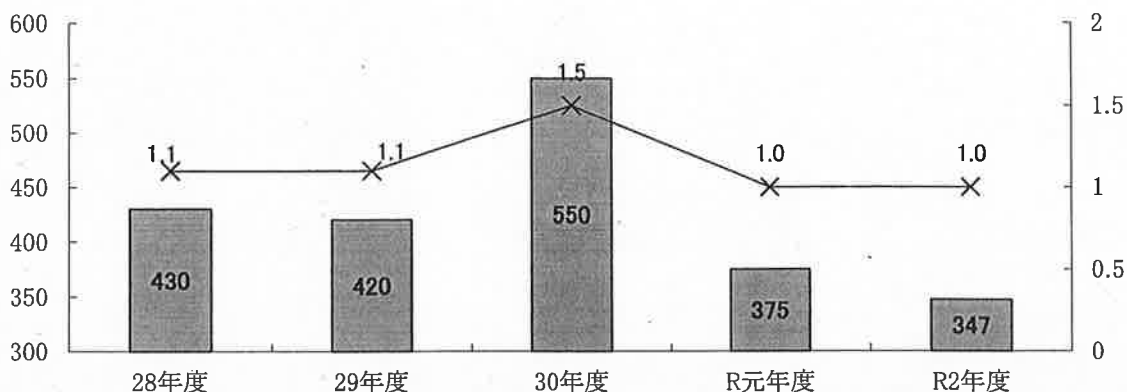
区分	山口県		全国	
	不登校児童生徒数	出現率(人)	不登校児童生徒数	出現率(人)
小学校	611(+111)	9.2(+1.8)	63,350(+10,000)	10.0(+1.7)
中学校	1,455(+133)	42.8(+4.2)	132,777(+4,855)	40.9(+1.5)
高等学校	267(▲43)	8.3(▲1.1)	43,051(▲7,049)	13.9(▲1.9)

資料4

中途退学の状況 (R2 山口県：国公立高等学校)

(文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から)

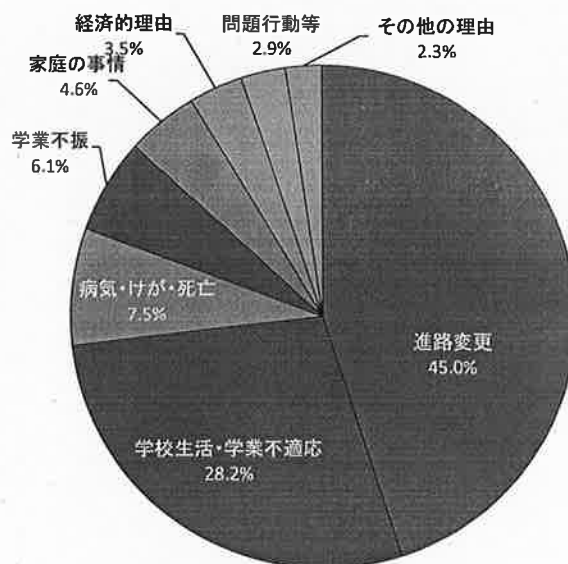
<中途退学者数及び中途退学率の推移>



区分	項目	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
国公立	中途退学者数 (人)	430	420	550	375	347
	中途退学率 (%)	1.1	1.1	1.5	1.0	1.0

<理由別中途退学者数> () 内は前年度との比較

理由	人数	率
進路変更	156 (▲11)	45.0%
学校生活・学業不適応	98 (▲13)	28.2%
病気・けが・死亡	26 (+9)	7.5%
学業不振	21 (+7)	6.1%
家庭の事情	16 (▲4)	4.6%
経済的理由	12 (+2)	3.5%
問題行動等	10 (▲8)	2.9%
その他の理由	8 (▲10)	2.3%
計	347 (▲28)	-



<全国との比較>

() 内は前年度との比較

区分	山 口 県		全 国	
	中途退学者	中途退学率 (%)	中途退学者数	中途退学率 (%)
国公立	347 (▲28)	1.0 (±0)	34,965 (▲7,917)	1.1 (▲0.2)

